

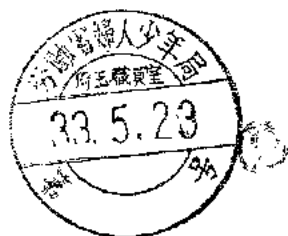
婦人関係資料シリーズ

国際資料 No. 48

諸外国における家族福祉対策

(ホームヘルプサービス)

労働省婦人少年局



は し が き

今日世界の多くの国で家族の福祉のために種々の方策がとられていますが、中でも主婦が病気その他の理由で働けないときにその代りをつとめるホームヘルプサービス (Home-help Service) は、主婦の福祉に直接関係あるものとして近年特に注目を集めています。

国連事務局発行の国際ナショナル・ソーシャル・サービス・レビュー第1号 (1956年1月)掲載のホームヘルプサービスに関する調査報告を全訳し、尚附録として1952年から1956年までの英国保健省報告書のホームヘルプサービスに関する部分を翻訳して、本問題に関心をおもちの方の御参考に供したいと思ひます。

1958年2月

労働省婦人少年局

使用資料: International Social Service Review No.1. January
1956
: Report of the Ministry of Health 1952, 1953, 1954,
1955 & 1956

目 次

ホームヘルプサービスに関する調査報告	2
1. まえがき	2
2. 序 論	3
3. 代表的諸国におけるサービスの発達	4
4. ホームヘルプサービスの規模	8
5. ホームヘルプ事業の諸分野	10
(1) 機 能	10
(2) 受給資格	11
(3) サービスの量と期間	12
(4) 受給者との共同計画	13
(5) 他のサービスに対する関係	15
6. 人的構成	15
(1) ホームヘルパーの構成	16
(2) 労働時間、賃金及び労働条件	18
7. 訓 練	20
8. 行政と財政	25
9. 規模の向上	28
10. 総 括	32
附録 英国におけるホームヘルプサービス	35

ホームヘルプサービスに関する調査報告

——インターナショナル・ソーシャル・サービス・レビュー
第1号より——

1. まえがき

国連は、家族生活を強化するための特別な施策を伸長することの重要性を、常に強調してきた。ホームヘルプサービスが、多くの国において、子供のために家庭を守り、家族生活を向上させるための方法の一つとして、発展していることを考え、社会委員会は、このサービスの発展や運営の経験を回顧するように要求した。

今日、組織的なホームヘルプサービスは、相当工業化された少数の国のみが存在していることが明らかであるので、各国別の調査をするよりは、既に、国連に資料のあるものを分析する方が好ましいと考えられた。であるから、この報告書は、1954年秋に手元にあつた資料の、予備的分析に基づくものである。

研究、分析の対象となつた資料は次の通りである：諸国政府及び国連の調査官の各種報告書、各国の社会福祉雑誌の記事、有志の主催による第1回国際ホームヘルプサービス会議の公開記録、保健諸国の保健福祉担当当局との会見記録、及び、本報告書作成に参画した顧問達がヨーロッパ諸国におけるホームヘルプサービスの最近の事情を把握したもの。

これらの資料は完全なものとはいえず、他にもホームヘルプサービスを既に始め、或は始めようとしている国があるかも知れない。しかしながら、入手できた資料を分析した結果、ホームヘルプサービスの主な目的を示し、現れて来たいくつかの型を説明し、そして少くとも幾つかの国において行われてきたホームヘルプサービスのための訓練計画と標準の線をはつきりさせて相互の類似性と相違の点を明らかにすることができたので、予備報告書を作成した理由は充分にあつた。

この報告書が、諸国政府や有志団体、保健や福祉の分野における専門職員、及び家庭の崩壊を防ぎ、家族生活を強化することに関心をもつ一般の人々に役立つべき幸いと考える。ここに説明された各種のサービスの範囲は、他の国の現状において必要とされているか、或いは有効にとり入れ得るものであるかも知れない。そして特に経済開発の遅れた国々のため、又はこの報告書に述べられている以外の目的のためには、現在の調査の範囲をこえた組織的な研究を必要とするものである。

この報告の発行にあたり、アメリカ合衆国保健教育福祉省児童局に対し、その顧問たる、ミス・モウド・モウロツクを提供して下さつたことを感謝する。同女史が、資料蒐集と分析、

及び報告書作成に最も貢献された。この報告書についての最終的責任は国連事務局が負うものである。

2. 序 論

この報告書の目的のため、ホームヘルプサービスを定義づけると、普通家庭の運営の責任者である人がその機能を手伝いなしには果せなくなっている間、家庭生活をそのまま続けられるように考えられた、組織的な地域サービスである。いろいろと異つた名称で呼ばれているが、それは、家事の経験をもち、適当な人格的条件によつて選ばれた人による家庭の手伝いを供給する。多くの場合、このようなサービスが子供のある家庭に数日間又は数週間緊急を要する間与えられるが、或地域では、その家族の一つの単位としての存在を脅かすような重大な社会問題のある時にその家庭の生活を次第に立直らせるという、附随的な目的をもっている場合もある。時には、このサービスは、いつも母親のいない家庭とか、母親が長期間その役割を果たすことができない家庭に対しては、期間を定めずに与えられる。或国々では、老人や、長い病人や身体障害者に対し、1人で暮らしていたり、子供がいなくなつたりする場合に、パートタイムのホームヘルプが行われることが増加しつつある。

すべてのホームヘルプサービスの根底にあるものは、家庭の構成を維持したいという願いである。ホームヘルプのお蔭で、家庭の危機にも、子供は馴れた場所にいることができるし、父親は平常通り仕事を続けられ、そして母親は自分がいつもやつている仕事ができなくても、家族連のことについて余計な心配をせずに、病気など、仕事のできない状態から回復することができる。各種の困難に取まかれ、母親を幾重にも失望させ、子供や家事が顧みられなくなつたような家庭も、このお蔭で新しく再出発するよう元気づけられるかも知れない。老人や身体障害者で、規則的な世話を殆んどしてもらえない人々は、自分の家庭が与える安定感が高められて、普通の生活を続けていけるかも知れない。このようにして、ホームヘルプサービスは、正常な家庭生活の崩壊を防止して、家庭を強化し、又、地域において家庭の地位を有効に維持し回復できるようにするための重要な方策となつている。

ホームヘルプサービスは、最初、19世紀の終りにかけて、スイスにおいて始められ、1920年代又はやや遅れて、フランス、ドイツ、オランダ、スウェーデン、英国、アメリカ合衆国などにもうけられた。今日ではこのようなサービスは、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チエコスロバキア、デンマーク、フィンランド、ノルウェー及びニュージーランドにも存在している。これらの諸国の多くでは、最近10年間の発展は急速であつた。

家庭にいつてサービスを行う人間は、それぞれ違った国によつていろいろな名前と呼ばれている。例えば、ホーム・ヘルパー（家事手伝い）、ホームメーカー（家政婦）、ファミリー・アシスタント（家族の手助け）、ファミリー・ヘルパー（家族手伝い）、ソーシャル・ドメスティック・エイド（社会家政婦）、ハウスワイフ・レリーフ（主婦手代り）、ヴィジティング・ハウスキーパー（巡回家政婦）などである。しかしこの分野に関する第一回国際会議で、ホームヘルパー及びホームヘルプサービスの語が承認されたので、この報告書にはこれらの語を用いることにする。この会議は1952年5月7日から9日までロンドンで開かれ、12カ国から200名の代表が出席した。翌年パリで設立された国際ホームヘルプサービス同盟は、その名において更にこの語を広く用いることを確認した。

各企画毎に、その語句や強調点は異つても、研究資料となつたホームヘルプサービスには全部に共通な一定の特徴があるように思われる。それは、前述のように、家族や家庭を維持し強化するという基本的目的をもっている。又、サービスは家庭内で行われる。又、それは主管はいろいろであるが、とにかく組織されたグループによつて管理されている。それは、孤立したものではなく、地域の、他の保健福祉サービスと密接な関係がある。ホームヘルプサービスを行う者は、特に訓練をうけているものもないものもあるが、かれらは家事技術にすぐれているばかりでなく、色々の割当をする際に考慮される人格的な条件にもよつて選ばれている。

サービスの目的は、このような共通のわくの中で、国毎のみならず、同一国内でさえも、いろいろと相違がある。サービスが如何にして実際に発展し、本来の目的が如何にして時間の経過とともに変化して来たかということは、数カ国の代表的な諸国について、歴史的に研究してみることににより明らかになるのである。

3. 代表的諸国におけるサービスの発達

オランダにおいては、既に1920年において、大きい地方公共団体では保健事業と関連してホームヘルプサービスを設立した。10年後には、更に保健以外の問題のある家族にも拡張され始めた。例えば、北部地方では、泥炭地方の労働者のために静の代りに家を供給する努力が払われていた際、婦人達が家政についての経験が殆どないことが判明した。そこで家政学校の卒業生達が短期間これらの家族に派遣され家事技術向上を助けるために働いた。次第に、緊急の場合に家族の日常の仕事を助ける事業が少しずつ発達して来た。第二次世界大戦の終りにかけて、戦争や占領のため、多くの家族が重大な影響をこうむつたことがわかつた時、ホームヘルプサービスはかれらの家庭生活再建を助けるため家族達を助ける重大

な方策の一つとみなされるようになって来た。過去10年間引続き拡大して来た現在のホームヘルプサービスには二つの型が出来てきた。一つは、困つた時に家族がそれを切りぬけるための家事サービスを主とするもので、他は家族のための社会福祉の欠くべからざる一環として、ホームヘルパーは、家庭を定期的に訪問する訓練されたソーシャルワーカーの直接監督を受けいろいろな問題の解決をも助けるのである。

フランスでは、1920年代に主婦を援ける会の全国組織が、母親達が、家事や家政の責任の重荷を負いすぎた時に彼女らを援けるために結成された。1942年に研究委員会の任命に続いて、1945年ホームヘルパー団体連合会が各種のサービスの調整とこの運動に指導的な地位を与えるために結成され、これが又ホームヘルプサービス発展の新しい刺激となつた。1949年5月の法令により、ホームヘルプサービスは専門的なサービスとして確立され、各家庭に配属されるホームヘルパーの資格をはつきりさせた。ホームヘルパー全国委員会は、現在、保健人口省の管轄の下にある。今日ホームヘルパーが行つている援助は、やはり緊急の場合のものが多いけれども、ホームヘルプ団体の或ものは、無能な母親の再教育や破壊された家庭の再建をもその本質的な要素として強調している。

ベルギーでは、昔から教会の教区、工場、病院などと関係ある相互扶助団体や、一定の宗教的団体が「病人のいる家庭」を援けて来た。しかし、組織的なホームヘルプサービスが、もつと大きい規模で、14才以下の子供が3人いる家庭に対し、母親が働き過ぎたり、病氣になつたり、産褥にあつたり、その他の理由で留守になつたりした時に、その配下の婦人を配属するというやり方が発達したのは、終戦以後のことである。この分野における各種団体によつて表明されているように、ホームヘルプサービスのこの他の目的としては、家政に関して母親達に助言すること、家事について「実例により」家族を教育すること、母親の「支持者であり友達」としてつくし、又若い婦人が将来の家族生活を準備するのにホームヘルパーとして得た経験を通して手伝うことなどを含む。1949年3月の法令は、ホームヘルプサービスの発展に対し、政府の承認と奨励を与えた。

英国では、1918年に、母子福祉法によつて、母親が家庭が病院で産褥にある時、地方政府がホームヘルパーを派遣することができるときめられてから、何らかの形でホームヘルプサービスを行つて来た。しかし、1938年までの間には305の地方政府中只190しかこの制度をとり上げなかつた。1942年に、厚生省がもつと積極的な措置をとるよう奨励した時、婦人労働者の甚だしい不足という障害に直面した。緊急の事態が生じた時には多くの家族が困つており、友達や親類も総動員のために手伝うことはできなくなつていた

ことが明らかであつたので、労働省では1944年にホームヘルプサービスに対して優先権を与えた。更に、1944年12月の防衛規則によつて、地方政府の権限は伸長され、母子福祉の規定によつてホームヘルプサービスを受ける資格を既にもっている家族の他に、(1)母親が病気になるたり手術しなければならない時、(2)妻が突然夫の入院している病床に呼ばれて子供の世話について手配が必要な時、(3)老人が病弱であり又は急に病気になる時、又は(4)一家の中で数人が同時に発病した時にもホームヘルパーを派遣することができるようになつた。更にその後、1946年の国民健康法により、地方政府は「病人、産婦、妊婦、精神薄弱者、老人、義務教育以前の子供……」などがある家族でホームヘルプサービスが必要とするところにはこれを与える権限が附与された。ホームヘルプサービスの範囲は少しづつ次第に拡大されて来て他のいろいろな場合にも及び、例えば、一時的に両親や保護者の世話をうけられなくなった子供達に、その家庭に引続き住み児童収容施設などの施設に移されることのないようにする場合もある。或地域では、ホームヘルパーは、夜や週末に病人や老人の側について、他に手代りのない時親類や友人を休ませることを任務としているものもある。

デンマークでは、終戦の時に、長い間働くことのなかつた婦人の雇用のために補助金を設けた。当時は、家事補助は高くつき又短期でしかなかつた。であるから、ホームヘルプサービスの本来の目的は、婦人の雇用を増加すると共に、家族の危機に當つて個人では雇えない家事補助をして子供のために家庭の維持を助けることにあつた。恒久的な制度を発達させるための委員会が先ず設けられた。次いで、1949年4月12日のホームヘルプ供与法によつて、地方政府が、地方毎に任命したホームヘルパーを短期間家庭に派遣して、母親や、母親が収入のために働いている時には他の家事責任者が病気の間だけ代りを務めるようにさせることができるようになった。老人に対する援助も又規定された。

スイスでは、早くも1892年から、有志団体が各家庭に奉仕者として婦人を派遣した。1947年スイス婦人協議会の一翼としてホームヘルプ委員会が設立され、ホームヘルプの必要やその仕事を研究し、これにはつきりした定義をして専門的職業とすることを確立した。1952年に、スイスホームヘルプ団体連合会が結成されて、従前の委員会の仕事を受けていた。この事業の当初から今日に至るまでその機能は次第に拡大して来て、母親が病気で家に寝ていたり入院したり、又は産婦にあつたり、又は休暇をとつたり入院後の療養を要する時、或は又、老いた独身者又は老人夫婦が誰も世話する人がなく自分で自分のことができない時などに与えられるようになった。

フィンランドでは、1920年代において、母親が緊急の場合には特別の援助をしてもらえるのでなければ養育の目的がこわれてしまうことが認識された。そこでマンネルハイム同盟は1930年にその地方支部が「有能で道徳的にも立派な婦人」を、何の理由にもせよ母親が平常の仕事をするることができない時、家族を助けるために家庭へ派遣することを提案した。1939年に、政府の関係省と、民間有志団体の代表からなる委員会が設立された。これが後に常設のホームヘルプサービス委員会となつた。現在、サービスは母親が病気、家庭や病院で産婦にあるもの、過労で緊急に休養を要する時又は他の家族員が病気になるたり健康がすぐれない場合に行われる。家事労働をする他に、ホームヘルパーは、実例を示すことによつてその家庭の習慣を改善し、保護が必要であることがわかつた時は地方の社会局に通報すると同時に、一定の場合、保護基金が与えられた時にその用途を監督し、又は全体として当該家族の生活状態の向上を心がけることも仕事となつている。ホームヘルプサービス委員会の勧告によつて、1保健区域毎に2人のホームヘルパーがおかれ、助産婦や保健婦と密接に連絡しながら働くことになつており、このことを規定した法律は1950年フィンランド国会で成立したのである。

ノルウエイは、戦前も時々特に訓練しない人を家族に雇つたりしていたが、広範囲のホームヘルプサービスの組織をおこしたのは、解放以後であつた。婦人団体は多くの主婦達が負っている重荷を軽くするためにホームヘルプの事業をおこすように運動を始めた。この問題を研究するため王立委員会が任命され、「主婦手代り」のための第1回基金は1948年に国会を通過した。この主婦手代りサービスは、緊急の時の家事を見てやるばかりではなく、衛生に関する知識を弘め、合理的な家事の処理法を見せたり、「反社会的」とみなされる家族の水準向上を助けたり、育児の問題について家族の相談に応じたり、又、現行の社会法の下で得られる恩典を最も有効に使うよう助けたりすることも仕事になつている。これは現在老人に対しても更に大きい範囲で行なわれている。

アメリカ合衆国では、幾つかの有志団体が1920年代に「巡回家政婦」サービスをはじめ、家族の危機の間子供の世話をし、子供達を家庭以外のところへやらなくてもよいようにした。1930年代の中頃の不況時代には、「職業促進方策」中の家政婦事業を通じて、ホームヘルプサービスに対し相当の刺激が与えられた。これは1943年まで婦人に雇用機会を与えることと、病気とか他のことで平常の仕事ができない母親へのサービスとを結びつけたものである。1939年のホワイトハウスにおける会議に続き、家政サービス全国委員会が、ホームヘルプサービスの発展に対する関心を喚起し、この仕事に関する情報

の交換機関となり、更に水準を高めるために設置された。今日では、ホームヘルプサービスは単に多少とも孤立した応急サービスとは考えられず、家族福祉の機関、多くの機能をもった機関又場合によつては児童福祉機関によつて行われるケース・ワークの仕事に附随したものとみなされている。しかしながら、今でもまだ、ホームヘルパーの短期の仕事の必要性を促進するものは、応急のためのことが多い。或る限られた例の場合、例えば母親が死亡したり、長期にわたる肉体的精神的病氣のために長く家をあけなければならないような時は、社会福祉機関が慎重に検討した計画の一部としてホームヘルパーが長く一つの家族に配属されることもある。同様に、ホームヘルプサービスは、老人や身体障害者や長期の病人のための総合的計画の一部となることもある。

今まで述べた各国におけるホームヘルプサービスの発展状況を考慮してみると、家族や対象となる個人のため家庭生活を維持するという共通の総合的な目的にもかかわらず、国によつて、又は同じ国の中でもその発展段階によつていろいろと異つた強調点がそれを特徴づけていることが明らかである。これは、その機能が一度決定されたら絶対に変わらないような静止した仕事でなく、諸国において新しい必要を満たすために拡張されるに従い、又地域全体や保健福祉指導者達がその可能性を認識するにつれて、動的に創造的に発展していくものであることが明白である。

平生家庭や家族についての責任を負っている人が病氣になつたり、出産したり、身体障害があつたり、病弱になつたりした時に、最も多く与えられるので、主要な注意が、その人の働けない間の家庭や家族の実際の世話ということに集中されるのは当然である。

入手された報告書の中に、衛生や家事について母親を、直接又は例を通して教育するということ、無駄の多い母親や「問題家族」の母親の再教育、地方の福祉機関との密接な協力、及び現行の社会法規の下で受給権を有する恩典を最も有効に使うよう助けることなどが言及されているということは、ホームヘルプサービスにおいて家事の技術が根本的ではあるが、多くのホームヘルパーが与えているものは家事のみではないという事実を示すものである。

4. ホームヘルプサービスの規模

どの国についても、ホームヘルプの件数やホームヘルパーの人数についての完全な資料は得られなかつたし、資料があつても、あげられた各国について、すべてが同時期のものであるわけではなかつた。更に、幾つかの国々では、ホームヘルプサービスが急速に拡大しつつあるということで、最近の数字でも正確な状態を示すことにならぬかも知れないのである。であるから、ホームヘルプサービスの行われている規模を比較したり推定したりすること

は不可能である。しかしながら、二、三の国からの最近の資料からこの発展状況を知ることができるかも知れない。

スウェーデンでは、全都市及び事実上全村落がホームヘルパーを持つていと報告されている。1952年に於いてこのサービスをしていなかった自治体は800中20に過ぎなかつた。1954年には、常勤の給料でやとわわっているホームヘルパーが3,200人あつた。フィンランドでは1952年には約600人のホームヘルパーが働いていたのだが、1954年には、177人の常勤ホームヘルパーが33の都市に、60人が30の区に、そして546人が287村落にいて、合計783人である。又、ノルウェイでは、1952年末までに1200人のホームヘルパーが514の村と59の町の自治体に常勤で雇われる筈であることがわかつた。この報告書は同時に、約2500人の常勤ホームヘルパーが必要とされているので、これでは需要の半分以上しか満たされないことを指摘している。

1952年にオランダでは670件のホームヘルプサービスを行つたと報告している。デンマークでは1950年9月1日から1951年8月31日までに、2,800人のホームヘルパーが居り約半分は常勤で働いていた。フランスからの報告は、3,439名のホームヘルパーが居ることを述べているがそれらは皆免許状を持つているか、或いはホームヘルパー団体連合会に属する8団体中の1つで働く資格を持つたものである。1954年12月31日現在で、英国のイングランドとスコットランドには2955人の常勤、30353人の非常勤ホームヘルパーがおり、合計215,764件の個人や家庭へのサービスを行つた。アメリカ合衆国ではホームヘルプサービスは、104の機関により、74の都市、29の州及びプエルトリコにおいて行われている。そして、どの州でも都会でもこの数は需要を充たすには足りないと言報告している。

オーストラリアについては現在数が入手できなかったが、ニューサウスウェルズからの一資料に、1943年にホームヘルパーが1人だつたのが今100人になり更に拡大しつつあるということを述べているので、この国におけるホームヘルプサービスの発展状況を知ることができる。1952年のカナダからの報告によれば、カナダ赤十字の地方支部が行つてゐる34のホームヘルプサービスに加えて10地方公共団体がホームヘルプサービスをやつてゐる。

上に述べたような数字の出ている資料を分析してみると、実質上どの国でも、ホームヘルプサービス、ホームヘルパー、又は両方の増加が見られる。多くの報告書が、これらの増加にもかかわらずサービスに対する需要は供給されるホームヘルパーの数を上まわること

を強調している。

5. ホームヘルプ事業の諸分野

ホームヘルプ事業の、資料が入手できた或分野については、本報告書の中で特に注意する必要があると思われる。その中には、ホームヘルパーの果す機能、ホームヘルプサービスの条件と資格、普通与えられるサービスの量と期間、及びホームヘルプサービスと地域における他の保健福祉事業との関係などがある。

(1) 機能

ホームヘルパーは、普通の日には、通例、母親や家政責任者が行っている家事労働を行うようである。買物、掃除、軽い洗濯、或時は当座の繕いもの、食事の仕度などをする。いろいろな仕事の種類やそれぞれに費す時間は、家族の必要性によつて異なる。これらはその家庭の中に手伝えるような親類の人や大きい子供がいるかどうか、そのホームヘルパーが一家族のために続けて働いているか、1週2、3時間完かということによつても影響される。或国々では、ホームヘルパーは、重い洗濯や、多量の洗濯をする筈にはなっていないと規定している。

ホームヘルパーの仕事は、その国やその地域にある習慣にも影響される。例えば、或国々では、農村地域のホームヘルパーは、普通母親の責任となつている農作業を手伝うのである。

子供達に対するホームヘルパーの責任の量は、母親が家庭内にいるか、いないか、もしいるなら母親がどんな状態であるかにより、又、母親がホームヘルパーにどの程度のことを喜んで委せようとするかにかゝつている。もし母親が家庭の中にいて病気であるか働けないかの場合に、母親がしばらく家庭の完全管理を止めなければならない間ホームヘルパーが母親に自分は役に立たなくなつたなどと思わせないよう、ホームヘルパーの側で相当細かく気をつかわねばならないであろう。もし、その家族の中で、親達が家庭を運営してゆくことができず、この点に関して地域で普通に期待されることも果せないのなら、ホームヘルパーは、忍耐強い不断的努力をもつて、直接的に又は間接的に示すことにより教えて、次第にその家庭や家族の運営の仕方を向上させるように母親を助けることを求められる。老人を対象とする場合には、もし老人達がなるべく自分のことは自分でし、独立してやつていきたいという気持を尊重するなら、特別の理解力とこつが必要であろう。

そこで、特に重要としてあげられているのは、ホームヘルパーがその家庭の中で作り出すべきふん囲気——明るさ、危機における安定感、信頼感、そして他の家族員達を動員

して協力させる能力など——であつてホームヘルプがなくなつても普通通りに家族がやつてゆけるようにすることである。既に述べられたように、ホームヘルプサービスがホームヘルパーの家事技術とともに人格的な条件をも重視していることにも、このことが伺われるのである。

ホームヘルパーの仕事を選定づけるにあつての困難な問題の一つは、家庭の中で誰かが病気の時に行う責任である。ホームヘルパーは看護婦ではなく、自分の領域以外の仕事をするように求められてはならないことが強調されている。入手した資料の多くには、家族の1人が病気で寝ていて、1日に何時間か一定の看護を必要とする場合、ホームヘルパーが何をすべきかについて特に述べてはいないが、全体としてこの種の仕事は、一家の母親が家族の1人が病気の時に普通するようなことに限られ、熟練した看護を要求するものではないようである。又、ホームヘルパーは家族の信用を得るべき立場にはあるが、各種各様の人間や社会の問題を解決するような専門的ソーシャルワーカーとして訓練されてはいないのであり、だから技術的、専門的指導がなければ彼女には処置することの困難なような問題に余り巻き込まれてしまうと困ることを知らねばならないことを指摘しているものもある。

(2) 受給資格

ホームヘルプ事業が法律や政令で設置されているような諸国では、ホームヘルプが与えられる状態というのは大抵きめてある。このような場合のホームヘルプサービスは、普通、一定の種類の家族か個人、例えば病気又は産褥にあつて家庭や病院で休んでいる母親などに限られる。時によりこれに加えて更に受給資格がきめられている。例えば家庭の中に一定数の子供又は一定年齢以下の子供がいるときなどである。健康に問題のある家庭にホームヘルパーが配属される場合は、多くの団体が医師、保健婦などによりサービスが必要だという証明を要求しているようである。

もつと融通のきくプログラムによるホームヘルプサービス、特に種々の社会問題解決のため、いわゆる問題家族を助けるケースワークの仕事に附随するものとしてホームヘルプサービスを用いているような時には、受給資格を選定づけるのはもつとむづかしい。何故ならば、家族の中に、それが1単位として維持していけることを保証するような潜在する安定性が充分にあるかどうかは、誰にもはつきり決められないのであるから。

初期の頃には、そして今日でもまだ或場合には、ホームヘルプサービスは低収入家族にのみ制限されているが、主な基準は、収入に関係なく、既に述べたような健康とか福祉

問題の何かが存在するかどうか、そして、その家族が地域の助けを借りずにその問題を処理できるかどうか、次第に置くようになっていく。困った時には親類が助けるように奨励することも屢々強調されているが、今は或団体では、これがかえって家族を困らせることになるかも知れないという風に考えられており、そのため、これは種々の社会的要素を考慮して場合毎にその効用を判断することになっている。或国々では、必要度を評価して、その各々の状況により、基本的に家事能力はあるが特に訓練されていないホームヘルパーを送るか又はもつと複雑な社会問題をもつとよく処理できるような充分訓練を受けたホームヘルパーを派遣するかをきめる。

幾つかの報告書にあつた資料によれば、ホームヘルプサービスが、保険の1組織とか、協同組合又は特定の企業のような団体によつて行われている少数の例においては、その受給資格は普通その団体の誠実な会員たることの制限を受ける。精神薄弱児童が家庭にある一定の場合には、母親に一時的休息を与えるためホームヘルプサービスが時々支給されることもある。又、ホームヘルプサービスは時に応じて非常に専門化した場合にのみ与えられることもある。例えば、或国では、盲目の早産児に関する長期にわたる調査に関連して、一定の統制を確保するために、ホームヘルプサービスが使われている。老人の世話の場合にも、すべての要素を相互の関連において測定することは生易しいことではない。老人が、よく知つているなじみの環境と友人達の中で、自分の家庭に止まつていることの意味、もし家族が二重にならなければならないとしたらその親族に与えるかも知れない影響、特に、老人が成人した息子や娘と同居していれば若い人々に重大な影響を与えるであろうし、又、老人が1人で住み、ホームヘルプが行い得る僅か2〜3時間の定期的な手伝いがあるだけでは、その健康や福祉にとつておこりうる危険などが考えられるのである。

ホームヘルプサービスが与えられ得る条件は定義されていても、各場合によつて、その受給資格が決定される過程は、ホームヘルプサービス行政担当者で直面しなければならぬもつと困難な問題であることが屢々指摘されている。

(3) サービスの量と期間

ホームヘルプサービスは、全日又はパートタイムで、一定の日数、又は一定週間、又は僅かの例ながら無期限にわたり、与えられる。もし、サービスが比較的長期にわたる時は、パートタイムによつて行われることがより多いようである。

ホームヘルパーの大多数は、非常に辺りなところで距離が遠かつたり交通の便がないため、毎晩自分の住む所へ帰宅することができない時を除いては、対象家庭に泊らないよう

である。これに対する例外は、母親が死んだとか、多少でも長期にわたり不在であつて、子供を他家や施設に預けることよりホームヘルプサービスの方がその必要を満たす最善の方法として決められたというような場合である。こういう時はホームヘルパーは幾分か家族の一員の地位を得て、家庭に継続的に住み込む。他のもう一つの例は、長期の病人や虚弱者の場合に家族の長く続いた緊張を安めるため1週1回か2回ホームヘルパーが泊り込むという特別の場合である。

日中のサービスの型は、臨時的なものの中でも、相當に相違がある。例えば、ベルギーでは、サービスの最長期間は普通6週間又は1年に600時間である。カナダでは、派遣期間は普通2週間以下から数カ月の間に段階をつけて順になつており、24時間勤務も特別の場合には行われる。デンマークとフィンランドでは、平均14日であるが、特別に必要な時はもつと長くなつてもよく、フィンランドでは1日24時間のサービスも特別の場合には与えられる。オランダでは、普通6週間から10週間であるが、もつと長期のものも行い得るが、24時間サービスは稀にしか与えられない。ノルウェーでは、最長期間は普通3週間であるが、一定の場合には延長でき、スウェーデンでは、普通時に必要ない限り6〜7週間であり、1年以上のものはないが、但し老人のためのパートタイムは例外である。スイスでは、地方自治体のホームヘルパーが2〜4週間にわたつて与えられ、例外的には3カ月に延長もできる。又、アメリカ合衆国では、前述の如く、破壊されそうな家庭を維持するようにするため、時に応じて無期限の世話がなされることもあるが、多くの機関は、短期間しかホームヘルパーを派遣しない。老人のためのホームヘルプサービスの用途が急速に拡大したので、今日或国々では、老人達が自分の家に止まつていられる間ずっと毎週特定の時間数だけ定期的にサービスを提供することに注意を集中している。

かくして、諸国から得られた報告書によれば、ホームヘルプサービスの機関と量という密接な関係を有する二つの問題は、現在、ホームヘルプサービス期間における最も顕著な問題であることは明らかである。今日、特定の地域における必要が最も好い条件で充たされることを確保するために、できるだけ柔軟性のあるやり方をきめるような傾向が増大しつつあるといえよう。

(4) 受給者との共同計画

幾つかのホームヘルプ機関、医者、保健婦又はソーシャルワーカーなどが、ホームヘルプサービスの利用のために家族と共に計画することの重要性について次第に注目を

するようになって来た。これは、毎日ホームヘルパーが家に滞る時間数やサービスを行う期間とか、ホームヘルパーの仕事の内容や責任の程度、そして家族が保持すべき責任との兼ね合いなどを考慮することも含む。これらのことが最初からはっきりしていれば、ホームヘルプサービスは恐らくもつと効果があがるであろうことは、経験から明らかであることを多くの機関が報告している。特にこのサービスが当該地域の保健や福祉のサービスの不可欠な一部と考えられている機関においては、家族の特別な要求を充たすためにホームヘルプサービスを慎重に個別に計画することを強調している。時に、より、家族と常に連絡のあるソーシャルワーカーとか、巡回保健婦が、親戚と一緒に、この計画を立てる仕事を行う。又、これは、ホームヘルプオーガナイザーとよぶ当該機関の監督者又は管理者が行ったり、地方のホームヘルプ委員会によつて、この目的のために配置されている者が行う。

もし、母親が家を空けるようなとき、母親が家を出る前に、サービス機関の人か又は密接に関係のある人と共に、与えられるべきホームヘルプに関する疑問について話し合うことができれば、母親がホームヘルパーに対して持つ赤の他人という感じを和らげ、又、留守中の安心感に非常に役に立つであろう。そしてもし彼女の留守中に代りをするホームヘルパー自身に会つておくことができれば、彼女のこの感じは更に強められるであろう。

又、もし母親が、自分の家庭の特別な特徴について話し、ホームヘルパーに対して、家庭の調和にとつて大切な、その家族の日常生活におけるちよつとした面について注意することができれば、どんなに役に立つであろうかということも述べられている。更に又、ホームヘルパーは、家庭の習慣的な日常の課題をも知つていことが重大である。これが破れると家族の中に不安感と緊張をおこし、母親が帰つて来て家事の責任を再び負い続けることを難しくするかも知れない。或機関は又、いつでもできるだけ、その計画を立てる仕事には、父親や大きい子供達も参加させ、ホームヘルパーが家族と共にいる間の各自の責任をはつきり知らせることが必要であると考えている。

幾つかの機関が指摘するところによれば、恐らく、ホームヘルパーが働かなければならない状態の中で最も困難なものは、母親が長い間病気で家に寝ている場合である。この場合は、特に家族間の関係がどうなっているかを考えねばならない。家に朝から晩まで何週間も何か月もじつといながら、いつも家族のためにやつていた仕事を殆どできないでいる母親というものは、彼女の責任であることを他の人が代りにすることに対し特に不愉快な気持を持つかも知れない。このような状態の下では、家族関係を強化するというよりは

弱体化せまいとするなら、特別の助けが必要になるかも知れない。

(5) 他のサービスに対する関係

既に述べられたところで明らかな如く、ホームヘルプサービスは、普通、地域における保健や福祉のサービスと密接な関係がある。多くの場合、少くとも1人の専門家、大ていは数人の、医者、保健婦、助産婦、ソーシャルワーカー、学校教師又は校長などがその家族と常に連絡を保っている。であるから、いろいろな程度のチームワークが必要となつてくるであろう。

もし、母親が病気で家にいるなら、医者や保健婦がその家に出入りし、母親の回復を促すようないろいろな方法を提案するであろう。ホームヘルパーは、普通ならもし親類の人がいればその人がやるべき、母親の看護に関する一定の仕事を受け取るであろう。もし、その家族が経済的に困つていれば、ホームヘルパーは、或国々では特にこの点を強調しているので、家族に対し一定の社会扶助の受益資格があることを知らなければそれを知らしめ、又は、もし必要なら、地域の社会福祉機関にその家族のことを知らせるであろう。公共扶助、家族や児童の福祉又は他の社会福祉機関との関連においてホームヘルプサービスが行われている地域では、ソーシャルワーカーやホームヘルパーは一緒に働き、前述の如く、少からぬ機関において、ホームヘルパーの仕事をソーシャルワーカーが監督するのである。

入手された資料によれば、以上のようなわけで、ホームヘルパーと、家族の為に働く他の専門家達との間のチームワークの重要性が次第に認識されるようになっていく。

6. 人的構成

ホームヘルプサービスが効果を上げるか上げないかは、主として、家族や個人にサービスを行うホームヘルパー個人にかまつている。故に、殆どの報告書が職員の問題に相当の注意を払っているのは驚くにあたらない。国により、又一国内でも地方によつて、ホームヘルプサービスには相違があるが、只家事ができるということのみでなく、一定の人格的な性格、特にそのホームヘルパーが人々の役に立つような関係を保つていける能力が不可欠であるということについては、みんな一致しているように思われる。

或国々では、ホームヘルパーはその機能のために特別の訓練を受けている。他の国々では、本質的に、その人の人格と、普通自分の家庭で得た家政の経験に頼っている。幾つかの国では、子供のいる家族や特別の問題のある家族における全日のサービスと、老人や身体障害者のためのパートタイムサービスを区別し、前者には訓練を経たホームヘルパーを要求し、

後者には、経験は豊かであるが特に訓練はされないホームヘルパーが1週数時間だけ行く。

少くとも1カ国、英国においては男子のホームヘルパーを、特に男子の老人や身体障害者のためのサービスのために雇つて成功した模様であるが、資料を得た他の諸国については、ホームヘルパーは普通婦人である。

行政的又は監督的な地位にある人々は、その資格や経験は多種多様である。彼らはこの仕事を主管する立場にもより、多少違つた専門的分野における訓練を受けて来ていることが多い。この報告書の目的としては、その分析はホームヘルパーに関する資料に止める。

(1) ホームヘルパーの選択

前にホームヘルプサービスの説明の中で、ホームヘルパーは普通、家族の危機とか、通常の生活が乱れて特別な必要がある時に、家庭へ出向くということが指摘された。子供達は自分達が頼りにする母親の留守や彼女が働けないことについて心配しているかも知れない。父親は母親の病気にすっかり気を取られているかも知れない。家庭の中に他人を交えることに慣れていない老人は、自分がそのお蔭で家庭にいられるようになった手助けを歓迎しながら、新来者が自分の日課を変えたがりはしないかとおそれて、多少気持にしこりがあるかも知れない。このサービスが普通全日なら長くても数週間、又パートタイムならたくさんの方々の家々に1週数時間という風に与えられるものであるから、1年間の仕事の間には、非常に違ういろいろな環境に対して、ホームヘルパーが彼女自身を順応させなければならないということは明白である。

これらの要請は、訓練を要求しているものもしていないものも、多くのホームヘルプサービス機関が強調する。この仕事に対する適合性の根本にあるように思われる。一般に挙げられた人格的条件としては柔軟性とか順応性と共に、忍耐、常識、平静、不屈、陽気、親切、正直、信頼できること、きちょうめん、誠実などがある。関係者の骨折りになるべく少く家事が取進められるよう、計画組織の感覚と、時間を上手に使う判断力も又強調されている。大人、子供を問わず、人々を理解し、人々と一緒に働くことが心から好きであり、生れつきその才能があることの重要性は、広くどこの国でも強調されている。医者、保健婦、助産婦又はソーシャルワーカーなども一緒にその家族について働くかも知れないので、ホームヘルパーの टीमワーク に対する能力も又強調される。或ホームヘルプサービス機関では「天賦」と考える気持が必要であると考えよう。これあつてこそ、ホームヘルパーは何年にもわたり、多くの家族に対して次々に、多種多様な困難な環境の下で必要としているサービスを与えることができるのであるといっている。ホー

ムヘルプサービスの指導者達の多くは、家族生活の価値を根本的に信じていることなしには、どんなホームヘルパーもその仕事の効果を上げることはできないといっている。秘密を尊重することのできることも又不可欠と考えられており、この点においては、ホームヘルプサービスは、医療、看護及びソーシャルワークと同様である。

多くの国において、健康な人であることがはつきりと要求されている。それは、ホームヘルパー自身にとつてその仕事や勤務場所が変わることが肉体的重荷であることや、派遣期間中に病気で休まないことの重要性などのためばかりでなく、サービスを受ける家族の健康を守るためでもある。ホームヘルパーは、レントゲン検診をも含む完全な身体検査を、雇われる前とその後も定期的に受けているのが普通のようなのである。伝染病患者のいる家族の中で働くホームヘルパーの場合は、定期的検診もより屢々行われているようである。

ホームヘルプに直ちに就職するか又は訓練を開始する当時の年齢は、国によつて意見が最も分れる点であろう。長い訓練期間のある諸国では、大抵の場合なるべく若い婦人が訓練を受けるべく選ばれる。ベルギーは最低年齢17才、フィンランドは18才であり、フランスでは、ホームヘルパーの証書を得られる候補者は少くとも18才以上たることを要求している。オランダとスウェーデンは20才以上の若い婦人を採用し、ノルウェイでは、訓練を受けることを許可される最低年齢は23才、デンマークでは同じく25才と定められている。広範囲にわたる訓練が必要とされている国々のうち幾つかは、正常な家庭生活を短期間継続することが主たる目的で特に難かしい社会問題のない場合とか、老人や身体障害者のために週に数時間だけ働けばよいというような時には、もつと年上の婦人をいろいろの規模で雇っている。訓練を必要としないカナダ、英国、アメリカ合衆国のような国々では、今まで主として自分の家庭の世話をして来、今後に立つ仕事をする機会をもちたいと思つている高年婦人を雇う傾向にあるようである。ドイツでも又、主として高年の既婚婦人を雇っているようで、その中には正規の訓練を受けた看護婦で結婚したが、自分の家庭以外で何か仕事をしたいというものもある。

若い人々を雇うことに賛成の諸国は、一般的にいつて、若い人の方がまた態度ややり方が固定していず、何事も習得し易く、毎日の激しい仕事に必要な健康と肉体的能力が大抵優れているし、一つの家庭から次の家庭へと順応するのが容易であり、子供の喧ましい遊びのためにいら立つことも少く、交通機関の少い辺りな地方へいくにもそれ程困難を感じないということを強調する。又、若い人々が職を求めている時には、募集がより容易であろうし、ホームヘルプサービスが将来の結婚に対するよい勉強になると考える優秀な

若い人々を惹きつけるであろうと考えるようである。

一方、高年の婦人を雇うことを好む側では、高年婦人の感情的な円熟、生活体験の豊富さ、長い間自分でやつた家事や育児の経験という点を、母親達の中には、自分の責任を代つてやつて貰うには高年婦人の方が安心できると思うものがあることなどと共にあげている。又高年のホームヘルパーの方が、あらゆる年齢の子供、特に青年達をより容易に理解し、又なじまれる、そして親類や近所の人達にも同様にうけ入れられ易いであろうという考えもある。殆ど高年婦人ばかりを雇っている団体でも、或高年婦人達は、ホームヘルパーとして知るべきことはすでに皆知つていると思ひ勝ちで、短いものでも訓練を受けることを嫌うという経験のあることを述べるものもある。そこで、或機関では、高年のホームヘルパーに対する短い訓練は、彼女らが先ず実際に数週間又は数ヶ月仕事をやつて見て、その仕事に含まれている幾つかの問題に気がつくまで待つてから始めている。又、高年のホームヘルパーは習得の進歩は若い人より遅く、肉体的な骨折りも大きく、多種多様な環境に順応する力も劣ることを指摘している。

入手し得た資料によれば、国によつて状況が相違するのであるから、一般的に法則化することができないことは明白である。若い婦人は、一つの国においては他の国よりも重い責任を負っているかも知れない。一方が他よりも募集し易いかも知れない。特定の団体が行つているサービスについては、一方が他よりも適応し易いかも知れないし、又、一つの団体が、若い人と高年者と両方を各場合の特殊な状況に従つて必要とするかも知れないのである。

(2) 労働時間、賃金及び労働条件

入手した資料によれば、多くの国において、もしこのサービスの為に適格な人材を得、時間や費用をかけても訓練に効果あらしめ、有能なホームヘルパーが職に留まるように引きとめ、仕事の高い水準を維持していくべきであるとするなら、雇用条件をよくすることが不可欠と考えられている。そこで、労働時間、賃金及び労働条件が、ホームヘルプを提供している多くの民間団体と共に国家や地方庁が注目している問題である。

労働時間は相当大巾な相違がある。例えば英国では、普通常勤のものは1週44時間であるが、スイスでは、食事や休憩の時間も入れて1日12時間と定められている。一般に、一つの国で普通行われている1週の労働時間になるべく沿つて行くようにとの努力がなされているが、いつもそれが可能とは限らない。例えば農村地帯では、ホームヘルパーは、乳搾りのような農事をも手伝うことが多い。工業地帯では、父親が何度も相当離れた仕事

場と家の間を往復しなければならないかも知れないし、ホームヘルパーは、父親が家を出る前から帰るまで家に居なければならないであろう。その派遣が、普通の週より長い労働時間を要するときには、週末や仕事の終りに普通より長い休暇期間を規定しているようである。

多くのホームヘルプサービス、特に訓練を経たホームヘルパーを雇っているもの(例えば、フィンランド、スウェーデン及びスイスにおいて)は、常勤者すべてに対し、定つた月給を払う。パートタイムのホームヘルパーは時間給で払われる方が多いようである。ホームヘルパーの賃金が、産業合同委員会できめられている英国では、常勤の者は保障された週給か時間給で払われる。又時々しか働かない「臨時」ホームヘルパーは、予約料を払われる。スウェーデンでは、生活費が都会より安い農村地帯では給料もやゝ低く、生活費を基礎として調節が行われ、特に寒冷の地での勤務には特別手当がある。

食事はホームヘルパーが働く各家庭で支給されるのが普通である。これがないところでは、雇っている機関で食事代をまかなう特別給与を出す。手元の資料によつて判断し得る限りでは、2、3の機関でホームヘルパーが安い家賃で住むことのできる場所を持つていようであるが、住居を供給することは一般に行なわれていないようである。しかし、フィンランドでは、普通「保健の家」という保健婦と助産婦の住むところに、光熱つきで少なくとも一室と台所がホームヘルパーにも与えられる。この点について充分な資料はないが、ホームヘルプサービスは習慣として、ホームヘルパーの公用交通費と、必要な定期検診の費用は払つていようである。

資料が入手できた諸機関においては、少なくとも常勤のホームヘルパーは有給休暇があり各地方でやつている機関で社会保障による支払いも行われており、又、少なくとも勤務中は病気や事故に対しても保障されている。例えば、スウェーデンでは、60才になると、ホームヘルパーは給料の約80%にあたる年金を受け、その他に、67才になればすべてのスウェーデン人がもらえる年金をももらえるのである。もしホームヘルパーが病気になつたら、最初の1カ月は給料の全額、第2カ月目は3分の2、これにつづく4カ月間は半額、それが終ると病気保険金をもらえるのである。フィンランドでは、ホームヘルパーは60才になると年金を貰えるが、65才までは特に許可を受けて働き続けることもできる。

一つの国において、労働条件の問題に対する計画的な研究の1例として、スイスで行なわれている、月給制のホームヘルパーの「模範契約」があげられる。この契約は全国的に行われている。毎日の労働時間を規定する他、毎月四日の休暇、そのうち二日は日曜日で

なければならないときめられている。もしホームヘルパーが、雇われ先の家族と一緒に食事のできないような時は、この目的のために毎日手当を貰う、病気中や事故のために働けないでいる間の給与は、勤続年限や手当の費用に応じて、1ヵ月から5ヵ月までの期間毎にきめられている。全く働けなくなつてしまつた時には、相当の額が支払われる。ホームヘルパーが就職した時とその後6ヵ月毎に定期的に受ける、レントゲンによる検診も含めた健康診断の料金は、雇つている団体が保険会社が支払う。1日毎の単位で働いている、訓練を経ないホームヘルパーは、或地方では一定追加給料を受け、一般に模範契約をしたものと同じような条件で働く。看護やソーシャルワークやその他の同種の仕事における如く、専門的職業としての水準が次第に高まり、特に訓練の必要条件が高まつているので、労働条件も更に向上されようとしていることが指摘された。

資料の入手できた諸機関においては、次第にホームヘルパーが、経済的にもその他の面でも十分に恵まれ、骨折りの多い仕事を効果的に行えるようにする為、そして適格なよい人をホームヘルプの仕事に惹きつけ、ひきとめておく為、ホームヘルパーに対してなるべくよい労働条件をきめることを第一の目的としているようである。

7. 訓 練

ホームヘルパーの訓練について、今日大いに論じられていることは明らかである。設けられた講習の課程が屢々批評されている。全日制の訓練をしていない国々では、一定のホームヘルプ組織が、このような訓練を制度化すべきか否か、するとすればどんな訓練を行うべきかという疑問を持つているようである。資料の入手できた諸国の大半は、訓練を十分受けたものや受けない者に対する、勤務中の訓練の問題が相当注目を集めている。

或国々では、すべてのホームヘルパーに対して只一つの基礎訓練が行われるのみである。他の国では、種類の違う仕事に向くホームヘルパーを供給するため、いろいろの種類の訓練がある。

スウェーデンでは、各地方の違つた要求に応ずるために考えられた、柔軟性のある訓練の例をもつている。第1の型は、1950年に創始されたもので、20才から30才までの若い婦人で前に家事をした経験のあるもののために行なわれている。毎年約200人の学生が、理論と実地について15ヶ月から18ヵ月間にわたり訓練を受取る。講習の第2の型は、3ヵ月間で、24才から50才までの学生で、少くとも5年の育児と家事の経験者のためのものである。このような講習が一年に30回から40回、各12人から16人の学生をもつて、家政訓練学校又は高等学校において開催される。理論的勉強の方は、長期講習のそれと殆ど

同じように総合的なもので、これに病院その他の機関の視察をして補う。第3の型の講習は、老人や病人の手伝いのためパートタイムでのみ雇われる経験の多い婦人達のためのもので、理論的な勉強を70時間するだけである。

現在は、長期講習を終り実地の仕事を2年間経験してから「問題家族」のことを扱うホームヘルパーの為に、更に1年の追加訓練を制度化することが考えられている。ホームヘルプ協会が王立社会委員会の後援により、毎年約200人の会員の為に再教育講習会が行なわれている。これは1週間続けて、全国至るところで行なわれている。

フランスでは、ホームヘルプサービスが社会福祉職の範疇に区分されており、1949年5月9日の法令によれば、国又は社会保障又は家族手当基金から補助金を得ているすべての団体は、その職員の訓練をするべき責任を有する。同じ日の通牒は、ホームヘルプ証明書授与に関する規定について述べている。公認されたホームヘルプ学校で、全日制の3ヵ月間の訓練、病院や托児所での1ヵ月の実地訓練、3ヵ月間監督付きでの家族派遣、その間も学生は補講を受け、その仕事の記録をしておくことなどである。ホームヘルパーの為、国家で一定の訓練基準をきめるに当り、政府は既に実地で優秀な仕事をしているホームヘルパー達を公認の地位から外すことを望まなかつたので、1949年の法令当時、既に2年の実績あるものと2ヵ月の訓練を経たホームヘルパーに、証明書に必載するものを与える特別規定が作られた。

オランダにおいては、更に、別のやり方が行なわれている。21の訓練機関のうち、16が宗教団体の主催で、政府の補助を受けているものである。ホームヘルプサービス中央局が、理論と実地を大体半々にした10ヵ月の基礎課程を準備する。1951年に、ベルギー政府がホームヘルパーの訓練機関への補助金を出した時、その内容が最少200時間の訓練を行うことを特に指定したが、方法その他の詳細は、それぞれの訓練期間に一任した。

これらの数カ国における訓練計画を分析してみると、大半のものは、理論的な勉強は一般に、栄養、家政、個人衛生及び育児などの課程を含んでいる。社会法規やそれぞれの国に現存する社会福祉事業の解説などを含むものが次第に増えてきている。教育技術についても或程度訓練が行われるところが多いようで、時によつては社会学の中で家族問題を特に研究するものもある。

今日、屢々論議の対象となつてゐるのは、心理学的なものにどの位の時間をさいたらよいかということである。例えば、ノルウェーでは、理論的勉強の200時間中40時間がこの問題のために用いられており、これをもつと増加すべきでないかどうかという問題が起つて

くる。訓練の心理学的な分野は本来ホームヘルパーが接触する人々に対して寛大な人道的な態度をとるように、そして、毎日毎日の状態に適切な心理学的知識と洞察力を発達させることを助ける実地のものであるという事実が強調される。スウェーデンでは、将来、児童心理学と児童福祉にもつと時間をかけるべきではないかどうかについて考慮がなされている。

いわゆる「問題家族」を扱うようなより専門化したホームヘルパーの訓練講習としては、或国においては、特別の問題を含むことがある。例えば、オランダでは、訓練は特に：(1) 正常な家族の水準、(2) 家族がこれらの水準に達することのできない原因となつていゝ要素の理解、(3) このような家族を助けるための一般的な方法、(4) 家事労働の意義の強調、余暇の利用、教育的社会的環境の改善等を含む、問題家族の更生を目的とする特別方法、日常の実際活動についての検討をしたり、事例を記録したりすることも行つて、これを補う。

実地訓練には普通2種類あるようである。いろいろな種類の病院や、妊産婦施設、保育所、その他地域の社会福祉機関を少しづつ視察することと、保健や福祉の施設で監督を受けながら何カ月か実地に働き、或国々では、その他に一つかそれ以上の家族へ派遣され監督をされながら働くことも附け加えられる。こゝで訓練生は、料理、パン焼き、掃除、洗濯及びアイロンかけを習い、簡単な家事用具の修繕、家庭の改装の仕方なども習う。スウェーデンにおける如く、学生達は、ホームヘルパーになつたら実際に直面するような状態にできるだけ似た状態の下で、このような経験を得るべきであるということが、屢々強調される。日常の育児についても実地練習が行われる。ホームヘルパー達が農村で働くことになつてゐる場合は、乳しぼりや家畜の世話についても、練習を行う。

訓練所が、その場所の中で実際経験をさせる場合もある。フィンランドにおいては、1945年から実地教育センターとして役に立つて来た、マンネルハイム同盟の訓練所では、学生を3組に分けて交替させる。2つのグループが、訓練を経た家政学の教師の指導の下に学校内の仕事や日常の雑用を行う。育児の経験のためには、与えられた2カ月の期間の間に、大体3分の1の学生がこれに参加するのであるが、学校に7才以下の子供10人の為の小さい施設が附設されており、学生達は保健婦で特に保育に秀でたものの指導をうけながら、子供達の為に毎日してやらなければならないいろいろな仕事を行う。こゝで、学生達は「大家族」のための料理や家事を覚えるばかりではなく、普通の小さい子供達の世話や福祉の中に含まれる、重要であるが小さい日常の雑用のやり方を見る。その後、学生達は、短期間病院の老人病舎に派遣される。訓練期間の最後の1カ月は、学校の近くの地域の家庭に配置され保健婦の厳しい監督を受ける。各学生は自分の経験について、その家庭の状況とか、自分が

何を行うことができたか、などを、家庭状況の改善のための提案などと共に書いて報告しなければならない。後にこの報告書について学校の全教授とその生徒とで討論を行う。

同じくフィンランドにおける訓練計画のもう一つの型として国民連盟のやつてゐるものは、約4カ月間ずつと理論的な勉強を行う。その後、学生達は、16才以下の子供が少なくとも4人、又は7才以下が少なくとも3人いる家庭に18カ月間配置される。「実習」家庭には、その主婦が家事育児の全般にわたつてよくできる人で学生を監督することのできるようなのが選ばれる。国民連盟の幹部達も又全体的な監督を行う。実習生の職務は配置の前にはつきりと定められ、その上定期的に自分の仕事について報告と家事の問題に関する論文を出すのである。又、実習期間中、1週2回の理論の講義に出席する、訓練の最後の1カ月には、更に討論や試験を重ねるため、学校へ1日中いき、その後で資格を得たものに証明書が与えられる。

フランスにおいて行われている課目の中には、1カ月の実地配置期間があり、その間に産院、托児所、幼稚園又は乳児院などに行き、3カ月間監督を受けながら家族に配置され、その間に学生は補導に出席し、仕事の状況の記録をつける。ノルウェーでは、訓練の中での実習の部分には、病院の産科と保育所に、訓練をうけた教師の指導の下に派遣されることが含まれている。

かくして、フルタイムで行う理論と実際の訓練は、その期間の長さの如何にかゝらず、学生達に卒業後、ホームヘルパーとして効果を上げるよう、なるべくそれに向く経験をさせることと結びつてゐることが明らかである。

ホームヘルプサーヴィスの行政担当者となる人を養成する訓練についての資料は、僅かしかなくつたことは、既に簡単に述べた。例えば英国においては、地方公共団体の多くは、各事例についてどの位手伝ひが必要かを考慮したりする一つ一つのホームヘルプサーヴィスの一般管理のみならず、募集や、管轄下のホームヘルパー達の再教育などの責任をもつた「オーガナイザー」を1人以上雇つてゐるようである。全国ホームヘルプオーガナイザー協会は、このオーガナイザー達のための特別な教育の問題に、最近注意を払いはじめてゐる。

考慮すべきこととして出されてゐる一つの計画は、理論と実地経験を混ぜた6カ月以上の訓練で、社会事業関係の学問の学位や免状をもつてゐるか、又は、3カ年間オーガナイザーかオーガナイザー補佐としての経験者か、又は試験委員会の認める社会事業の何かの分野において、3カ年の訓練か経験をえたもののみに行われるべきものであつて、週2日は大学その

他の機関において以下の課目を聴講するために費やされる：社会福祉行政と法律：医学的知識（術語と言葉遣い）：家政：事務所組織と方法。これに加えて、訓練中のホームヘルパーは週3日半は多分1地区に1人位つく「指導オーガナイザー」の監督の下に、実習を行う。これを修了した証明書により、ホームヘルプオーガナイザーの職業団体の会員たることもできる。しかし、この提案された計画規定の中には、経験のある現役のオーガナイザーの保護のため、少くとも2年の経験者には、会員たる資格を与えるということも含んでいる。

幾つかの国々においては、訓練に対して政府が関心をもっていることは、この講習に対して与えられる財政的援助の額によつて明らかである。例えば、フィンランドでは、社会福祉省公認の訓練を行う学校はすべて、維持費の補助や奨学金も幾分与えられる。ノルウェーでは、社会問題省と職業補導協議会の認可した講習に対しては政府の金が与えられる。1951年以来、ベルギー政府はホームヘルパーの訓練所に補助金を出してきた。又、フランスでは保健人口省が、訓練修了後少くとも2000時間以上家族達の為に働くことを承諾した婦人には、訓練手当を与えている。

全日制の訓練を要求しない諸国では、在職しながらの研修に相当考慮が払われている。例えば、アメリカ合衆国では、ホームヘルプサービスをも行っている或福祉機関においては、経験をつんだ婦人達のホームヘルプサービスにおける特殊技能を向上させるため、個人的な面談やグループ討議などを利用している。その家族のために働いているソーシャルワーカーが、直接にホームヘルパーと接触することもでき、実際の問題の相談により、大人や子供達の態度について理解することを助け、その家族の中で働く際のより進んだ技術を発達させることに役立つのである。ホームヘルパー全員の会合は、或機関では少くとも毎月開かれている。その議題は、例えば、家政に関する問題、ホームヘルパーとその手伝いを受ける人との関係又は子供の成長と発達に関する問題なども含まれる。アメリカ合衆国における或機関では、雇おうとするホームヘルパーに対して、その就業前か又は何週間か何カ月かの仕事の経験の後、講習会をする特別の機関を設けている。多くのホームヘルパーは又、地域やその他の場所において、家庭看護や育児等の講習があればこれを利用している。

カナダにおける或ホームヘルプの団体は、そのホームヘルプ職員のために、家政、安い食事計画、栄養、健康及び児童心理学などの講義や討論グループを含む訓練計画を行つて来た。又、ホームヘルパーの指導の為に手引きも与える。ケースワーカーが、ホームヘルパーの相談相手となり、難かしい家族状況が起つた時にそれをより効果的に処理することを助ける。英国では、時により県が、家庭経済、家事、育児、一般保健、社会福祉事業、ホームヘルプ

サーヴィス行政、家族達の為に働く技術のような諸項目について、理論を主とする2週間の短期講習を行う。これを実地の視察によつて補い、終りに熟練証明書が与えられる。

十分に訓練を受けたホームヘルパーの為に、在職中の再教育に関して、資料を入手し得た限りでは、特別夜間講習、研習日、短期講習会、地区別又は全国的な会議などがあり、他の分野の有資格者が要求した場合は、仕事を監督したり、相談にのつたりするところもあるようである。或団体では又、仕事に関するいろいろな課目についての本や実際の講義又は手引書を、その職員に与えている。多くの機関が、今後在職中の再教育を更に発展させることについての関心を表明している。

8. 行政と財政

ホームヘルプサービスの行政と財政については、非常に多種多様である。幾つかの国における型を説明すれば、その相違が明らかになるであろう。

或国々では、ホームヘルプサービスの全責任は法律によつて定められていて、中央の省に帰属するが、行政は地方別に行われている。これは、デンマーク、フィンランド、ノルウェー及びスウェーデンにおけるやり方で、出先機関や、サービスを管理している地域の機関を有する社会問題担当省が責任を負っている。

例えば、フィンランドでは、550の各自治体における社会委員会の希望により、サーヴィス運営のことを委員会が、地方公衆衛生当局の代表者を含む特別家政委員会に委任してもよい。しかし、関係行政の規則を定ずるのは省である。

ノルウェーでは、ホームヘルプ委員会の助けを得て、社会問題省が全体的行政責任を負う。地方行政は、地方当局が任命する3人から5人の委員によつて構成されるホームヘルプ委員会に一任されている。この委員のうち1人は家政の経験ある婦人でなければならない。いろいろの地域で行われるホームヘルプサービスはこの委員会自身により委員長を通して行われるか、又は職業安定所とか福祉事務所のような別の地方機関によつて行われる。都市では、社会福祉機関がホームヘルプ事業の運営の責任を有する。各地方のホームヘルプ委員会からは毎年1回報告書を社会問題省に提出しなければならない。

スウェーデンでは、1943年に、ホームヘルプサービスの全国的な機構が発足した時、王立社会委員会が、全国的に計画を發展させ方針を立てる行政的及び監督的責任を負うことになった。各自治体は、選挙された3人から5人の委員による家政補助委員会を有し、これが地方のホームヘルプサービスを管理する義務を負う。サービスの直接責任を負う人は、この委員会の1人か、社会福祉局が職業安定関係の役人になる。社会委員会から2人の監督

官が定期的に地方のサービスを視察し、25県の家政補助委員会が、1年おきに集つて共通の問題を論じる。

もう1つの型は、オランダに見受けられる。1947年、社会福祉大臣の認可を得て、ホームヘルプサービス中央委員会が、『オランダ再建会』という国の社会生活の社会的文化的復興のため戦後つくられた団体によつて創設された。この委員会は、ホームヘルプサービスを行う全国的諸組織の代表者と社会問題省の代表者とを有している。これは、全体的行政、政府の補助金を受ける団体のための基準をきめること、サービスの発展を全體的に監督すること、事業計画を検討すること、及びサービスを行うものの相談にのることなどの責任を負う。事業は大部分、有志団体や教会団体、自治体などによつて地方行政が行われるが、企業によつて行われるものも多少ある。しかし農村地帯においては、ホームヘルパーの供給は、会員として加入し保険料を付けているものに行われるか、或は村が幾つか集つて、自分達のホームヘルプ事業を行つてもよい。幾つかの例においては、組合がこの事業を行つているものもある。或地区では、教会やその他のグループが代表を出して地区委員会をつくつている。これらの委員会はホームヘルプサービスに関する諸問題を論じ中央委員会に報告する。

或国々では、中央の政府は、ホームヘルプサービスの為に地方政府に補助金を与えるけれども、ホームヘルプサービス供給の責任はもたない。この場合も又、ホームヘルプサービスは、国から補助を受けている有志団体や受けていない団体によつて大部分運営されている。カナダとアメリカ合衆国がその例である。この両国においては、たくさんのあらゆるホームヘルプサービスが有志機関によつて行われている。多くのものは、これが私立の家族福祉や児童福祉機関の事業の一端として行われており、その多くは家族問題相談と保育に重点をおいている。これら諸機関の運営委員会が事業の全責任を負うのであるが、毎日のサービスの運営はその機関自身が行う。1954年に、アメリカ合衆国では僅か15州の公衆福祉局が、州か郡か都市単位のホームヘルプサービスを有したに過ぎない。

ニューサウスウェルズでは、1943年にホームヘルプサービスが始められた時は有志による、ソーシャルワーカー委員会によつて運営されていた。その後間もなく、州政府がその委員を任命するようになった。政府がこの事業を増々大きく補助するようになるに従い、管理委員会が再編成されて、労働産業社会福祉省の社会福祉局の責任者を議長とし、その職員を更に1人加え州の会計の代表者、消費家庭の代表者及びホームヘルパーの代表者をもつて構成するようになった。前のソーシャルワーカー委員会は諮問委員会として残つた。新しい委員会が、ホームヘルプサービスの行政の責任を負い、事業の全体的な方針や、委員会にける政策や

手続の決定は、労働産業社会福祉省に委されている。田舎の地区では、中央委員会の下で働く運営小委員会がある。

今まで述べたところにより、行政の型には大きい違いがあつて、中央政府が企画統制を非常に強く行うものから全くしないもの、又、公共団体や有志団体が直接責任をもつ場合にも種々の段階があることが明らかである。

同じような相違が、ホームヘルプサービスの財政面についても明らかである。大半の諸国では、国や地方政府の補助が相当額行われているようであるが、一方数カ国においては、その資金が殆ど全部有志からとかホームヘルプサービス利用者の払う料金から入っている。普通補助金は色々のところから集められ、地方政府と有志資金が国からの金を補っている。有志の資金がその支持源の一つである場合は、1人1人の寄附者から直接に入つたり、サービスクラブのようなグループから入つたり、寄贈金からとか、教会からとか、或はアメリカ合衆国やカナダの或都市地域における如く、参加団体の会員に毎年呼びかけて寄附を募る地域募金箱から入つたりする。公共機関から補助を受けている家族に対してホームヘルプサービスを有志団体が行う時は、公共機関がホームヘルパーの給料を払うこともある。オーストラリア、カナダ、ベルギー、フランス、ドイツ、オランダ、スイス、アメリカ合衆国においては、有志機関が相当に財政的な責任を引き受けているように思われる。

本研究報告書に言及した諸国では文字通り全部が、低収入家族に対するホームヘルプサービスは無料で行つているようである。しかし多くの国では、今は、家族がこのサービスの料金を一部又は全部払える経済的立場にある場合は、相応の料金を要求している。料金は或地域ではホームヘルパーに直接払つてもよいこともあるが、普通サービスを行う団体に対して支払われる。連つた団体が行うホームヘルプサービスが幾つも存在する地域においては、料金の額が一定にきめられることもある。全体として、料金は、それぞれの家族の収入に応じ、又、家族収入が養わねばならない家族人数も考えてきめられてある。多くの機関は又、その家族が出さなければならない特別支出、例えば家族員の病気の為の特別出費などに対しても適当に考慮する。一般に、家族がこれを支払うことが本当に苦しくない時には、このサービスに対して少くとも幾らかを払うことは、財政的にのみならず心理的にも価値があると考えられているようである。

諸機関がその全予算に対して、どの位の割合を料金として徴集しているかについては、正確な資料はないが、どの機関においても、財政的な援助の主たる源ではないということを示す証拠は見られる。例えば、ベルギーにおける全国的機関の一例は、料金はホームヘルパーの

給料の5分の1か4分の1位にしか足りないを見積っている。

ホームヘルプサービスの為の公共資金がある諸国では、— こういう国が増えつつあるようであるが — これら資金は国家や地方の政府の方から入って、随々の用途に使われるのである。例えば、フィンランドにおいては、国家から、人口2000人の農山漁村に対し1人のホームヘルパーをはじめておく場合（即ち、2000人に対して1人、2001人から4000人に対して2人；等）及び人口3000人の都市地域に1人のホームヘルパーをはじめておく時に、そのホームヘルプサービスの75%は国家から払われ、後の25%が地方から払われる。

スウェーデンでは、人口4000人の都市地域又は人口2000人の農山漁村地域に対して1人のホームヘルパーという基礎で政府の補助金が与えられているが、これも中央政府が出した残りをそれよりは少ないが、各地方の補助金で補っている。

フランスでは、1945年以来保健人口省がホームヘルプサービスに関する予算を次第に多く出して来たが、全国ホームヘルパー団体連合会は全国家族手当資金組合及び全国社会保障団体連合会と協定を結んで、ホームヘルパーが行うサービスの補償が行われるようにとりきめた。更に、他の諸団体例えば、鉄道、鉱山、ガス及び電気事業、銀行等の従業員組合及び諸種の大きな自治体なども協定を結び又はこれが進行中である。政府や家族手当資金又は社会保障資金などから補助金が出される時は、公共のものも又有志によるものも、補助金を受けるホームヘルプサービスは全部、特別の条件にあつていなければいけない。ホームヘルパーが例えば、家族手当資金の支部が知っている家族に派遣されると、行なわれるサービスの80%はサービスの行なわれた時間数によつてつくられた給料によつて、時間制により、ホームヘルプの有志機関が買うことになる。この数字の中には、ホームヘルパーの給料の全部又は一部、ふつうは50%から90%に当る額が含まれそれに訓練も含む行政事項の為の余分な額も加えられる。施設の為にも、一定額の補助金が与えられる。

9. 規準の向上

規準を設定しそれを維持するための規定は、色々の国により違つたやり方で行われている。総合的な法律があるところでは、一定のきちんとした明細をきめている場合もあり、又より一般的なことしか云つてないものもある。法律は、それよりも詳しい行政上の規則で補われているものもあり、又それのないものもある。

ホームヘルプサービスの規準を維持する手段としての検査又は監督は、中央政府、地方又は市町村の役人が行い、義務制の場合と任意の場合とある。同様に、この目的のための監督は、

ホームヘルプの有志団体の中央又は地方又は市町村の職員が行うこともある。前述の如く、時によつては、カナダ、オランダ、アメリカ合衆国における如く、ホームヘルパーの監督は訓練されたケースワーカーが、ホームヘルプ機関の職員に対して行うか、或いは、ホームヘルプサービスと密接な関係をもつて働くその地域の機関の職員に対して行われる。

例えばフランスにおいては、有志や公共のホームヘルプ機関に政府の資金を与えるために必要な前提条件は次の如きものである。(1) 保健人口省が規定する一定の条件にありこと (2) 給料、週休、有給休暇等について現在の社会法律を職員に適用すること (3) 職員の訓練を続けること (4) ホームヘルパーを雇入れる時に医学的検査を行い、その後も定期的に医学的監督をすること (5) ホームヘルパーの訓練と省の発行する証明書をとるための訓練をその候補者に対して行う責任を負うこと。

ホームヘルプサービスに関する総合的な法律をもっているフィンランドでは、労働時間賃金及び労働条件、ホームヘルパーと家族達の間の秘密の保持、サービスの行政及び訓練等について特に規定を設けている。ホームヘルプサービスは直接社会問題省に属しているが、地方の社会委員会が、規準の維持についての主たる責任をとる。しかしホームヘルプサービスの実際の監督はその目的のために設立された特別小委員会に委任してもよい。

公けの資金がホームヘルプ機関や訓練所に与えられる場合は、必要な訓練のあり方について、多くの国が明確に規定している。これらの国においては、適切な訓練を受けたホームヘルパーを雇えるということが、サービスの全体水準を満足すべき状態に維持する最良の方法であるという考えに一致しているようだ。

或国々は、その社会問題担当省やホームヘルプの全国的な半官又は民間団体を通じて、それぞれのサービスの指導やホームヘルパー自身の為、サービスの質の向上を目的とする小冊子を発行している。例えば、スウェーデンの王立社会委員会は、『ホームヘルプに関する助言と手引き』と称する約50頁の小冊子でホームヘルプサービスに関する法律や規則、及びホームヘルパーに対する多くの実際上の助言を書いたものを発行した。

全国的な有志団体が、サービスの規準向上の促進に大きな貢献をすることもある。例えば、オランダにおいては、前に述べたホームヘルプサービス中央委員会がある。これは、この分野における各種全国組織の代表者と、専門家の常任委員会とからなり、専門家のうち3人は、教育芸術科学省の検査官である。特別な問題で変更が提案されそうな問題の研究のためには、特別委員会が設立される。地域における専門家のグループも改善のための提案をするように依頼され、例えば、数年前、中央委員会は多勢のソーシャルワーカーにホームヘ

ルバーの訓練について意見を述べ、又当時の訓練計画における欠陥を指摘するように要求した。

ニュースウスウェルズでは、『主婦手代りサービス管理委員会』の相談役としてソーシャルワーカーの諮問委員会がある。スイスにおいては、スイスホームヘルプ団体協会は、その会員たる個々の団体の独自性に干渉するというわけではないが、経験を集め、現在の問題について討議し、すべての地域におけるホームヘルプサービスの全体的向上を心がけている。

アメリカ合衆国では、家政サービス全国委員会が1939年に創立され、特に実活動における望ましい規準の確立、実活動と方針を各機関が評価する時の助け、国内のホームヘルプ活動についての資料の交換所として役立つことが目的とされた。

諸国において、勤務中のホームヘルパーの監督による水準の向上ということが次第に注目を集めつゝある。スウェーデンにおいては、王立社会委員会ホームヘルプサービス部長は助手1人と共に国内を旅行し、家事補助委員会やホームヘルパー達と、会合したり個人的に会つたりして、『助言と指導』を与える。他の諸国では、個々のホームヘルパーに対して、これを雇っている機関から、種々の程度の監督がなされている。前にも述べたように、オランダにおいては、熟練したホームヘルプサービスが他の種類の社会福祉サービスと密接な関係があり、訓練されたソーシャルワーカーが屢々家庭を訪問して、どんなサービスがどの位必要かということを観察する。そのソーシャルワーカーは、ホームヘルパーがそこにいる間、訪問を続け、いつもその相談相手になる。ソーシャルワーカーがホームヘルパーを監督する技術を向上させるために、実習期間中は援助者をつけられ、討論グループに出たり、ホームヘルプについてのその時に出ている文献などをいつも読むように奨励される。ケースワーク機関の仕事の一部としてホームヘルプが行われているアメリカ合衆国においては、ケースワーカーの監督は『ホームヘルパーが配置された家庭に自分を調和させる時に手引きとなり、母親が留守のために生じた問題やもつと深刻な問題を理解するのに役に立つ』であろう。

サービスの水準向上を目ざすもう一つの方法は、諸国のホームヘルパー団体自身によって行われている活動であろう。例えば、スウェーデンにおいては、ホームヘルパーは、王立社会委員会の援助により、特別の団体を組織している。この団体の目的の中には、会員の間に関心感を促進し、職業に対する誇りを高めること、及びホームヘルパーがこの分野における新しい時勢に伴っていけるように在職しながらの再教育計画などがある。地域全体のホームヘルプサービスの水準に対する関心を高めるための、一般市民団体の役割についても言

及されている。

このようにして、立法や行政的規則を通し、公共又は有志によるホームヘルプ団体の活動、ホームヘルパーの団体や市民団体の活動、訓練計画やその他の方法等によつて、与えられるサービスの質の向上の爲に、今までも又将来これからも、有効な努力が払われてゆく。

この報告書の基礎となつた資料によれば、ホームヘルプサービスは、未だ比較的少数の国々、そして主として経済的な発展が一定の段階に達している国々で、単純構成の家族が大部分を占め、他の種類の社会福祉がとにかく相当の程度に陥落している国々のみ存在するようである。これらの国々においてさえ、一つの例外を除いては、その歴史は最も古くとも約3分の1世紀をこえているに過ぎない。

このサービスが比較的新しく又、分析資料が限られたにもかかわらず、ホームヘルプサービスの或概念、目的や型などは、資料を得た各種機関の間に充分な共通点があり、次のような総括をすることができると考える。

1. 家族に対するサービス、及び或人達をその家庭においたまま、世話をするものとして、ホームヘルプサービスはその行われている国々では、一定の状況の下で家庭生活を守り強化する上に役に立つものであることを、既に立証した。これらの国々におけるホームヘルプサービスは、一般に子供にとって最良の環境はその家族が、食事、憩いの場所、保護そして最も大切な愛情と同情ある理解、つながり合いの感じなど — 精神的社会的発達のために最も大切な要素をすべて与えてくれる家庭こそそれであるという信念に基いている。同時に、普通老人や働きなくなつた大人達は希望によつて家庭に滞在することができれば、自分や他の人にとって安全な限り、一層幸福であるということが次第に強く認められてきている。
2. 各国において、このサービスが発展した経過をみると、最初に意図された機能の中に入つていなかったいろいろな要求をみたす為の進歩が見られる。静的というよりはむしろ動的なサービスとして、地域がその可能性を知つてくるに従つてその範囲は拡大する傾向にある。しかし、資料を得た国々において、母親が雇われて働くので家を留守にする家族のために働くことを目的として、このサービスが設立されたことを示す証拠はない。
3. ホームヘルプサービスは次第に家事サービスからは区別されて来ていることは明らかである。或国々ではこの両方の型のサービスを行つている。サービスを行つていて大抵の国々における事業や訓練課程の説明を見ると、普通の家事以上のことをホームヘルパーに期待している。或国々では、ホームヘルプは一つの専門的職業として扱われている。

4. ホームヘルプサービスは、それだけ孤立しては存在せず、普通は地域における他の保健福祉サービスと関係をもっている。実際活動における指導者達は、ホームヘルプサービスは一定の地域の保健福祉サービス全体の中に綜合されて、最大限にチームワークが行われれば、最もその効果が上るという意見を述べている。

5. ホームヘルプサービスの行政と財政に関しては、国によつて相当の違いがある。全国的な規模では、指導権のあるのは、普通社会福祉省かホームヘルプサービスの全国組織である。しかしながら、特別のサービスは公共や有志によるいろいろな団体の主催の下に行われており、多くの国で市町村、県や州又は国の政府の段階での支持が増加しているようである。これは有志団体に対する補助金の形である例が多い。

6. ホームヘルプの水準の不斷の向上に対する関心は、国の省やホームヘルプサービスの全国組織や地方の地域社会において明らかである。

7. 合理的な労働時間、その果す責任に対する適切な報酬、定期昇給のとりきめ及び適当な社会保障の適用などを含む、よい人事管理慣行ということに対して、次第に注目が集まっているようである。

8. ホームヘルパーに対する特別な訓練がもし不可欠でないとしても少くとも望ましいことであるということが次第に認められて来た。大半の国々において、仕事に入る前にホームヘルパーのための全日の訓練が行われている。

9. 又、在職中の訓練の価値も、経験はあるが訓練を受けていないホームヘルパーをのみ、又はこれらを主として雇っている国々だけでなく、他の国々においても認められている。訓練は色々のやり方、例えば短期講習や講義、資格のある職員による監督、小冊子の発行及び読み物や本の配布などの種々の方法で行われている。在職者訓練は政府の省やホームヘルプサービスの全国又は地方団体又はホームヘルパー自身の団体、及びホームヘルプを行つているそれぞれの機関の責任である。普通在職者の訓練は一つでなく多くの方法によつて行われる。

ホームヘルプサービスは、比較的短かい期間に、まだ少数の国に限られているとはいえ、急速な発展をとげた。多くの例におけるその発展はその量と質の両面におけるものの如く思われる。この制度のある諸国の多くにおいては、ホームヘルプサービスは、家族が一緒におり家庭をそこなわないでおくことを助けることを目的とする、組織化された地域サービスの中での地位を、既に確保しているようである。

一般的結論というものは出せないけれども、これらの発見は、少くとも普及された国々

における発展の性質を暗示し、これのあるところでは、このサービスの潜在的な価値を示していると思われる。ホームヘルプ事業が実際に行なえるか又はこれが望ましいという状態に対してはいろいろな要素が考えられ、同様に、比較的工業化又は都市化された段階にある諸国においてさえ、ホームヘルプの発展の程度にはいろいろな要素が影響している。はつきりした勧告を行う前にこれらの要素を更に研究し、ホームヘルプサービスのいろいろな経験、方法及び結果をもつと系統的に評価することが必要であろう。

附 録

英国におけるホームヘルプサービス

保健省報告書（1952年～1956年）より

ホームヘルプサービスの一国における実施状況の詳細に関する資料として、英国の保健省の年次報告書を1952年分から1956年分まで入手することができたので、参考のためこれを翻訳し附録とした。なお同国のホームヘルプサービスの根拠となつている法律は次の通りである。

1946年国民保健法 National Health Service Act, 1946 9&10
Geo. 6. ch. 81. 第3章 地方保健機関による保健サービス

第28条 病気の予防、治療とアフターケア

(1) 地方保健機関は、大臣の認可を得、また大臣の指示のある範囲内で、病気の予防と、病人や精神欠陥者の治療、およびアフターケアを目的とする措置をとることが出来る。但し、この措置により、適当な仕事をもつ者からの弁済について規定している場合を除き、これらの者に金銭を供与することはない。

(2) 地方保健機関は、大臣の認可を得て、本条項により供給されるホームヘルプの利用者から、その資力に応じて、当局が妥当と思う料金（もしあれば）をとる事ができる。

(3) 地方保健機関は、大臣の認可を得て、前述の目的のためにつくられたいかなる有志団体に対しても、これに補助をする事ができる。

第29条 ホームヘルプ

(1) 地方保健機関は、大臣の認可を得て、病人、産婦、妊婦、精神欠陥者、老人、又は1944年教育法による義務教育年令以下の子供がいて、ホームヘルプを必要とする世帯に対して、ホームヘルプを与える措置をとる事ができる。

(2) 地方保健機関は、大臣の認可を得て、このようにして供給されるホームヘルプの利用者から、その資力に応じて当局が妥当と思う料金（もしあれば）をとる事ができる。

1952年保健省報告書

ホームヘルプサービス：

ホームヘルプサービスは1952年中に拡張されたがその拡張の程度は、引き続きの予算不足の為、限られたものであつた。1952年12月31日現在、常勤で雇われたホームヘルパーの数は1951年末の3610人に比較して、3429人となつており、非常勤で雇われている者の数は、前年の21841人に対して23797人となつている。非常勤者

の率は増加し続けており、非常勤者が今やホームヘルプサービスの主力となつたことは明白である。

多くの地方保健機関は、各ホームヘルパーの募集、仕事の配分、サービスを求めている家庭について必要性の調査等を含む、本サービスの一般的管理を担当する常勤のオーガナイザーを1人以上雇っている。ホームヘルパーの訓練は成程度オーガナイザーによつて行われており、地方庁によつては、短期講習会や一連の講演などを行つているものもある。

1952年12月31日現在、オーガナイザーの数は373人である。

1952年中に176352件のホームヘルプが行なわれ、うち、34,221件は妊産婦、6,905件は結核患者の世帯である。1951年には年間166,759件、うち妊産婦38,540件、結核患者6,660件である。

全国家政婦協会は、カーマテンシャー及びウオースターシャーにおける在職ホームヘルパーの為に短期訓練講習会を催し、エセックス及びオックスフォード市のホームヘルパーの為に試験を行つた。

第1回国際ホームヘルプサービス会議が、全国ホームヘルプオーガナイザー協会により、1952年5月にロンドンで開催された。12カ国が代表され、外国からの35人を含み200人の代表とオブザーバーが出席した。保健省の政務次官が両会の辞を述べ、政府を代表して代表達に歓迎の意を表し、病人を在宅のまま看護することができ病院での世話を省く効果のある方法としてホームヘルプサービスの重要性に対し演説を呈した。この会では、老人の世帯、オーガナイザーやホームヘルパーの養成及び結核患者のいる家庭へのサービス等を含む諸々の問題について討論を行つた。

1953年保健省報告書

ホームヘルプ サービス：

1948年以前にも、福祉当居は、公衆保健法によりその母子福祉事業の一部として、ホームヘルプを行うことができた。1944年には一般に地方庁は国防法により病人や弱者の為にサービスを行う権限を与えられた。したがって1948年には殆ど全国各地にホームヘルプサービスの中心ができていた。しかし、1946年の国民保健法のもとで過去5か年間に全国的に行われた本サービスの拡張はまことに目覚ましいものであつた。(しかも同法において本サービスは強制的に規定されたものではなかつたのである。)

(行政及び組織)

すべての地方保健機関はホームヘルプサービスを行つているが、行なわれているサー

ビスの規模は、ところによつて相当開きがあり、一般に都市地域の方が高度に組織化されている。地域によつては、例えば「婦人有志サービス」の如き有志団体が職員募集に協力しているところもあるが、全体として地方庁が直接にこのサービスを管理している。多くの地域において、はじめはこのサービスが有志団体の緊密な協力によつて設立されたが、現在実際の管理にこれら団体が参加しているものは極く僅かである。

大ていの地方庁では、常勤のオーガナイザーを(1952年末現在373人)任命しており、その働きはサービスを最も大きく最も広く活用するために、はかりきれない価値がある。或地方では、このサービスは地域毎に地域保健婦や巡回保健婦によつて管理されており、或場合には保健婦監督官又は巡回保健婦監督官が、中央の監督責任者となつている。この方法によるやり方には、あるはつきりした利点があげられる。取りわけ地域の各種サービスの間に密接な連絡を保つことができる。しかしながら、経験によればサービスが相当発達したところではオーガナイザーが殆ど不可欠であることがわかる。

家庭看護や巡回看護サービス及び病院などとの協力は、田舎でも都市でもよく行われているようである。

(職員)

多くの地方庁ではホームヘルプサービスがよく知られてくるにつれて、職員の募集も次第に容易になつて来ること、もつとも有効な募集方法は、現職のホームヘルパー達の推せんであることを知つた。しかし、都市地方で、特に季節的な雇用やその他の婦人に向いた仕事のあるところでは、募集が時により困難なこともある。地方新聞や婦人会は、職員募集の手段として役に立つことが多い。多くの機関では常勤職員を中心としてこれを妊産婦のための仕事に主として使い、その他に多くのパートタイム職員を雇っている。次の表に示す如く、ホームヘルパーの数、特にパートタイムの者の数には著しく増加が見られる。

ホームヘルパーの数 1948年及び1952年

	常勤	パートタイム
1948年12月31日現在	3108	8230
1952年12月31日現在	3429	23797

少くとも一地域では、男子のホームヘルパーが雇われていて、大規模の掃除や男の老人が一人で住んでいる家庭を世話するのに大変役に立っている。

(訓練)

ホームヘルパーを雇入れるための選考には普通大要注意が払われ、このことが効果のある

ホームヘルプサービスを供給するのに最も大切なことと考えられている。多くの地方庁では、自分自身の家政水準が高い人の中からのみ、ホームヘルパーを選ぶので、それ以上に訓練する必要は少い。であるから、全国家政婦会のサービスが保健省によつて1947年に地方保健機関へ委託されているが、そのホームヘルパー訓練の為に会のサービスを得た例は僅かである。その僅かの例においても、国民保健サービスの他の部分との関係とか、病人のある家庭において必要な特別の世話とか、看護の初歩などであつて、家事そのものに直接関係あるものはそれ程ないようである。ホームヘルパーとオーガナイザーとが気軽に話し合ふことは、多くの地方で多大の効果をあげている。

(サービスの成長)

ホームヘルプサービスに対するこの5年間の需要の増加は、取扱い件数が1949年の139,816件から1952年の176,352件に増えたことでもわかる。

最も需要の多いのは老人と長期の病人であつて、その多くは無期限のサービスを要求している。従つて多くの機関においては、幾らかのホームヘルプをできるだけ多くの人々が受けることができるように、各家庭に与えるホームヘルプの時間を制限しなければならない。ホームヘルプは一般に妊産婦に対しては全日で与えられ、田舎の方では住み込みも屡々行なわれる。

ロンドン州委員会では母親が病院へ行つて子供がホームヘルプがなければ施設収容等の必要がある家庭に対し、実験的にホームヘルパーの住み込みを始めた。

多くの地方庁では結核患者のいる家庭に対してもホームヘルプを行うことができる。一般にこの種の家庭には選抜された有志のみが用いられ、感染の危険防止のため十分な注意が払われる。

ホームヘルプサービスの、もう一つの価値ある発展は、或地域における「問題」家族の更生を助けるためにこれを使うことである。この場合のホームヘルパーは、その実際の手助けと例を示すことによつて、この家族を次第に自分で自分のことが切りまわせ、その意志をもつようにさせることが出来るのである。

病人や老人と共に夜を過ごすことが必要でそれをする親族や友人がいない場合は多くの地方庁が夜間サービスを行つている。

(費用)

ホームヘルプの多くは、費用を少ししか又は全然払えない老人達のためのものなので、ホームヘルプを受ける人から回収できる費用の率は僅かなものである。需要は益々増加するに

もかゝらず、多くの地方庁は財政的な限度のためにこれ以上の拡大を制限する必要があると感じている。

(1953年における発展)

1953年中におけるホームヘルプの拡張は、引き続き経済的な困難のために限られたものである。同年末には、常勤ホームヘルパーの数は3341人に減少(1952年末には3429人)したが、パートタイムで働く者は増加して1952年末の23797人に対し26724人となつた。更に処理件数も増加した。最近3年間に於ける主な三種類の件数の分析は次の通りである。

ホームヘルプ供給件数 1951年～1953年

年度	妊産婦	結核	長期病人 (老人及び病弱者を含む)	その他	合計
1951	38540	6660	—	121559+	166759
1952	54221	6905	—	135226+	176352
1953	34215	7164	114498	42911 245*	199033

+ 長期の病人(及び老人と病弱者)も含む

* 長期病人(老人と病弱者を含む)として分類不明のもの

1954年保健省報告書

ホームヘルプサービス:

1954年中のホームヘルプサービスは、主としてパートタイムの職員の募集によつて拡張しつづけ、パートタイムの者は現在全体の91パーセントを占めるに至つた。

1954年12月31日現在では、常勤のホームヘルパーは2955人、パートタイムのものは30353人で、1953年末にはそれぞれ3341人と26724人であつた。

本年中にホームヘルパーが処理した件数は増加し続けた。1954年の件数は215764件で、中32371件は妊産婦、6927件が結核患者であつて、1953年は合計199033件、うち34215件が妊産婦で7164件が結核患者であつた。

老人や長期の病人で在宅のまま世話をされているものは、ホームヘルプサービスに対して大きな需要を示し続けている。この種のホームヘルプ供給件数は、1953年の114498件に対し、1954年には134571件であつた。

地方保健機関のうちの少数においては、特に選ばれたホームヘルパーを用いて、問題家族の母親にその家庭における家政を果すのを助けている。このやり方の詳細は、家族の崩壊防

止の対策の説明中に記されている。(次項 子供の健康：家族崩壊の防止を参照) ロンドン州委員会では、母親が一時的にいない家庭、そしてそのまま放っておけば子供を施設へ収容しなければならないような場合に、選ばれたホームヘルパーを住み込ませるやり方を1953年以来実験的に続行している。

つきそいの友人や親族を休ませるため、又は友人や親族がいない時に、病人や老人と一緒に夜起きていてやるために、多くの機関が夜間サーヴィスを行っている。

子供の健康：家族崩壊の防止

1954年11月30日附保健省通牒により、地方庁に対して、家族崩壊に伴う子供の健康、特に精神的健康に対する悪影響について通達された。地方保健機関は、1946年国民保健サーヴィス法第28条により、身体的精神的不健康を防ぐことがその重要な機能の一つであること、及び、もし家族が崩壊したら与えねばならない施設や住居設備の為に要する高い金額のためにこの方面の仕事の発展を促進すべき強い経済的理由があることを指摘された。そして大臣はすべての地方庁に対し、家族を結合させておくためにできるだけのことを行うという建前で、そのサーヴィスの機能を用いることを考えるよう要請した。

その通牒は、問題家族や崩壊の危険に類している家族に対して与える方法はたくさんあることを認めている。家族における困難というものは、歴々親や保護者の病気にはじまるが、病気は一時的なものも多い。このような場合、特に母親が病気の時には、地方庁は、例えばホームヘルパーを供給し、又は父親が夜業のような時は、夜の留守番を供給することによって、子供がその家に住み続けられるようにすることができる。幼い子供のいる家庭を訪問することが多いから、巡回保健婦は重要な役割をもっており、家族の困難が解決を見出すまでは仕事が終わったと考えてはならないのである。彼女の仕事は不健康防止に関する全領域に及び、また家族との密接な連絡を行う為、正常な家族生活の崩壊に導くような失敗の動機に早いうちに気がつくことができる。彼女は、自分のうけた訓練や経験から、その家族が困難を克服できるようなよい助言ができることも多いし、例えば、精神保健担当者やホームヘルパーなどのような他の役人を送りこむようにすることもできる。彼女の影響力を充分に利用できるように、彼女は他の保健や福祉担当者(例えば、家族の医者、家庭看護婦や病人の医者や校医)とか、住宅当局などからも、家族の困難又は悪化の徴候があるということの情報を入手すべきである。当局は又、家族の福祉や問題家族の問題を扱いつけている人々をもっている有志団体の協力をも求めることができる。大臣は、地方庁によつては既に他の機関の下で同様の仕事を行っている、訓練を受けたソーシャルケースワーカーを雇つて、問題家

族が必要としている特殊な点をよく研究し適切にこれを充足することができるようにすることが適当と考えるものもあるかもしれないと述べている。

大臣は地方当局に対し、法第28条によつて認められた諸提案の多くが既存の機構の中でも行い得るが、この通牒に基いて措置をとることができるように、これら提案の修正を考慮する用意があると述べた。

大臣の通牒が認める如く、家族の結合をおびやかすような困難をそれ一つですつかり解決できるというような方法はない。地方庁自身もいろいろな種類の援助をやつてみた。ブリストル等幾つかの地方庁は、問題家族を扱うことを専門とする巡回保健婦を雇っている。彼女は、多くの問題をもつた家族について議論をする目的で召集されるケース委員会に出席し、健康関係の必要が最も重要な部分を占めているケースを20から30位を処理する。その他の地方庁は、地域巡回保健婦が、特別困難な問題をもつた家族に対してなるべく多くの時間をかけることによつてこの種の仕事をを行うというやり方をとっている。

ウォーウィックシャーでは、問題家族担当者が1954年に任命され、その任務は、この種の家族の母親達にそれぞれの家における家事のやり方を教えそれを手伝うことである。リーディングでは家族ケースワーカーを1952年から雇つており、これは家族に問題がおこつた時にこれを助け助言をすることに多くの時間をかけるものである。

或地域においては、特に選ばれたホームヘルパーを用いて相当な成功をおさめた。レスター保健局長は25人のホームヘルパーを特に選んで使つたことを報告している。かれらは問題家族だけを扱うのではないが、この種の仕事に対し特別に適応した能力をもっているのである。かれらは短期間集中的に、或いは家の大掃除とか、借金やごたごたの片付けなどのために働くかも知れない。これは歴々その家の主人を規則的な仕事につかせることを含む。それから、かれらは次第にその手助いを減らしてゆき、母親をいつも激励して家庭や家族の向上に関心をもつようにしむける。1ヵ月位の後には、時たま訪問してみる以外は、家族が自分だけでやつていけるようにして手を離すであろう。1953年中に問題家族としてあげられた43家族のうち少なくとも6家族は立派に更生し、残りは時々監督をうけて相当の進歩をとげた。

昨年の報告書にも記されている通り、ロンドン州委員会は、母親が入院し何とかしなければ子供たちが施設に収容されてしまうおそれのある場合、ホームヘルパーを家族と一緒に住みこませるやり方を開始した。

マンチエスターには、1948年にはじまつた家族福祉サーヴィスがあり、これは人々の

個人的又は家族的な問題解決を助け、特に結婚や結婚準備のことについて役に立つためのものである。このサービスの目的は、どんな理由にもせよ家族生活が崩壊するような危険が少しでもある時にこれを安定化することにある。医者と訓練を受けた職員がいる3つのセンターがある。毎年こゝに来る人々の数は増加し、保健局長は1953年報告中において、この人々を年齢層別に分析してみると、いろいろな問題と家族生活の発展の相互関係を顕著に示していると述べている。

以上は、各種の援助が既に地方保健機関によつて困っている家族に対して行われているやり方を示したものである。大臣はその通謀がこの困難な分野における一層の努力を促す貴重な刺激であるとして、新聞、専門誌及び多くの有志団体から一般に歓迎されたことを喜びとする。

1955年保健省報告書 ホームヘルプサービス：

1955年12月31日現在在職しているホームヘルパーの数は、常勤者3055人、パートタイムのもの32850人で、各々前年末には2955人と30353人であつた。

ホームヘルパーが取扱つた件数は引続き増加した。1955年中に231,077件が取扱われ、その中30,874件が妊娠婦、6,266件が結核患者であつた。1954年の取扱件数は21,5764件で妊娠婦が32,371件、結核が6,927件であつた。

老人、病弱者及び慢性病の者で家に寝ているものに対する手伝いの需要も増加し続け、1955年にこの種のケースでホームヘルプを供給したものは1954年の134,571件に対し、153,439件であつた。

母親の手を一時的に奪われた家庭に対してホームヘルプを供給する計画は昨年の報告書にもあるように進歩を遂げた。ケント州委員会では1955年4月1日から実験期間としてファミリーヘルプサービスを開始した。この計画は、母親が病氣やお産のために家事をすることができず、何とかしなければ子供達を施設に入れなければならないというような時に、家庭の崩壊を防ぐ目的で家事をきりまわすべく供給されるものである。その必要がある場合は、普通児童福祉司によつて指摘され、その家族は定期的に巡回保健婦が訪問する。

ホームヘルパーの募集は、婦人にとって魅力のある雇用機会が他にある地方では、問題として残されている。

ホームヘルプサービスに対する需要は、増加しつづけた。幾つかの地方庁では、母親が病氣で入院しなければならぬとか、母親が亡つたとか、子供達が遺棄されたというような家族の危機が生じた家庭に、短期間住み込む24時間サービスを発展させている。この

サービスのお蔭で、家族は親類や友人を通じてもつと恒久的な対策を講じる時間と機会を与え、子供を施設に入れたり、その結果家庭が崩れてしまうことを防ぐことができることが多い。このサービスに対しての志願者は、現役のホームヘルパーの間から募られたが、彼等は混乱して時には大変不愉快な状態を処理するのに役に立つことを立証した。家族と一緒に暮してみると、家族の福祉に関係のある人々は今まで知られなかつた諸問題がわかつてくるのである。

普通の時間以外の手伝いの必要が、特に妊娠婦や1人で住んでいて身体のきかない病人などの場合、屢々問題となる。危篤の病人について大変疲れている親族達と代つて夜の間にいてためのつきそい、病床に寝たきりのまま1人で暮している人々が夜の間に落ち着くように何軒か夜間訪問をしたりするパートタイムのヘルパーが、所々で供給されている。週末の手伝いは普通行なわれない。

幾つかの地方庁は訓練講習について考慮中であり、ホームヘルパー全員に対して6週間の講習を行つた例が1件ある。

1956年保健省報告書 ホームヘルプサービス：

1956年度において、ホームヘルプサービスは更に拡張された。1956年12月31日現在で、常勤のホームヘルパーの数は、3,014人、パートタイムのものは36,042人であつた。これは1955年末には各3,055人、32,850人であつた。1956年12月31日に備わっていたホームヘルパーのオーガナイザーは、常勤が392人、パートタイム1,48人であり、前年末は、各399人、73人であつた。

1956年に取扱われた件数は、尚一層の上昇を示している。すなわち、237,661件で、うち出産が31,628件、結核が5,500件であつた。1955年は、231,077件、うち出産が30,874件、結核が6,266件である。

老人および家庭での長期療養者の世話については、極めて大きな需要を示し続けて居り、1956年中のホームヘルプ支給希望者中68パーセントがこの項目に入る。1956年中に行われた老人と長期療養者に対するホームヘルプは、161,006件で、前年は、153,439件であつた。

出産の場合はやはり優先的に扱われ、ホームヘルプを行うことは、分娩を家庭で行うことができるようにする決定的な要素となることが多い。

ホームヘルプはまた、問題家族の更生に各地域で重要な役割を果している。(次項家族崩

壊の防止を参照)これらの家族は無気力的で、変化することを拒むことが多く、これらの家庭内に立入ると怒る傾向がある。したがって、問題家族の更生を助けることは、ホームヘルプの可能性に対する困難な試みであり、序々に進めることが必要であるが、多くのホームヘルパーは、同情心と理解とをもつて、衛生と家事と自立性との水準を高める事ができた。そうして、かかる仕事に対する特殊の才能を持つているホームヘルパーを選び、知識の豊かな想像力に富んだオーガナイザーを得ることによつて、よい結果をもたらす事ができた。

小さい子供達が在るのに母親が入院してしまつた家庭に対するロンドン州委員会の住込みホームヘルプ配置計画は、今や委員会のホームヘルプ サービスに不可欠の部分となつてゐる。しかしながら、これまでの経験によると、多くの要素がサービスの利用を妨げている。例えば家庭の状況が悪化したり、又は母親の不在中に住込み手助人をおくことに親達が反対するといったことである。ケント州委員会の同じ様な計画では、実験的時期を好結果に終つて、計画を継続することがみとめられた。委員会は今や計画を拡張し、問題家族を救うために、その予防と更生サービスも行つてゐる。

老人や長期の病人がいて、ホームヘルプ対策を受ける資格のある家庭においては、衣類やシーツ、まくらとおおいの洗濯などにホームヘルパーの時間が多く費された。他の仕事のためにホームヘルパーの力をむけるという観点から、二三の地方庁は洗濯所をもうけている。この種の洗濯所の設備は、ホームヘルパー達の時間をより適切に利用するためばかりでなく、サービスを受ける家庭にも非常に快適なものとなつてゐる。

ホームヘルプオーガナイザー協会の第2回国際会議が1956年秋に、オクスフォード、レディマーガレットホールで開かれ、海外13ヶ国からの42人を含む222人の代表が集つた。会議はビーヴァー・リッチ卿が開会の辞を述べ、今世紀中に起つた新しい社会問題と家族構造の変化について述べた。会議は、オーガナイザーの訓練をも含めてホームヘルプ・サービスの各方面にわたつて行われた。

家族崩壊の防止：

はじめは家庭でかまつて貰えなかつたり、虐待されたりした子供の面倒を見るために作られた調整委員会は、今や各地で、生活水準が非常に悪化している家族、または完全な崩壊の危機に瀕している家族をも考慮の対象としている。これらの委員会の或るものは、運動を調整し、重複を避けることにのみその活動を限つてゐるが、その他の委員会は、各家族についてよく知つてゐる種々なワーカーを集め、最も有望な解決への線を考え、それぞれ特定のサービスに対してこれを行うよう主たる責任を割当ててゐる。こうした趣旨の活動は、社会

による措置をより効果的にするのに役に立つてあろう。たとへ家族福祉のための専門ワーカー達のケース会議をすべてのところで行ふことはまだ不可能であるとしても、家庭の崩壊が少くも一時的期間を避けられないと思われるケースが少数はあるだろうが、この様な場合、その対策の時宜と方法をいろいろな角度から考慮するために、ケース会議が殊に必要なのである。

明らかに、もしほんの少しでも可能性があれば、防止策というものが、最もよいのであつて、一般にここでは早い時期に、援助と忠告の必要を発見する機会を有するのは、巡回保健婦である。ふつう保健婦は、一般の医者かまたは適当な官公庁や民間団体と協同して、母親と子供の福祉を保護することができる。その更生活動を続けることを確保するために、しばらくの間はたびたび指図することが必要であるかも知れないというような、もつと難かしい場合には、このサービスを最もうまく供給することができるのは、保健婦自身であることが多い。ある地域では、他方保健婦は、これらのすべての仕事を正規の義務の一部として行つてゐるが、その他の地域では専門保健婦がこれを行つてゐる。彼等の仕事の重要な部分は、子供の世帯と家事とである。

専門的ホームヘルパーの適用は、問題家族にも、また多くの場合母親の病氣のために一時的困難に陥つた家族にも、ひとしく良い結果をもたらした。ソーシャル・ケース・ワーカーは、いろいろな地方機関によつて任命され、また民間団体に属しているものもこれを手伝う。1956年中に家族サービス部は、有益な更生事業を続けた。

多くの地方庁は、小さい子供達と母親のために、休養宿泊所をもうけている。これによつて身体的休養と、摂生と、一般的な訓練ができるので、母親たちは帰宅後、子供の世帯や家事に驚くべき進歩を示した。しかしある当局では、地域における訓練施設の方が、母親が不在になる宿泊訓練よりも、より有効であろうと考えてゐる。

様々の理由によつて、多くのこれらの家族は、家具、家庭用品、衣類などが不足しており、その様な需要をみたすために非常に沢山の援助が民間団体からもなされている。

貧しい生活水準にある家族が、住宅条件の悪いところに住んでいたり、あるいは地方当局が支給した一時的施設に住んでいるのを、新しい家に住まわせることは容易ではない。何故ならば、これらの家族は、大抵家賃を滞らせる悪い店子だからである。しかし保健、福祉および住宅局の協力は、素晴らしい成果を生み出しうる。もし地方保健機関が新しい家庭に対して忠告と監督とを与えることを保証するならば、住宅当局は力強く感じるだろう。ある保健機関は、家主のために追立ての危機に瀕している家族について、住宅当局から通知をう

ける様な取りきめを行つている。家賃の毎週集金に対して予算をたてさせたり、準備させたりすることによつて、家族がその困難を克服するのに助けになつている例もある。福祉局の支給する一時的施設を用いることは、問題家族の更生に有益な役割を演じている。このような施設に入っている母親達に助言し、手伝い、彼等自身の家庭に移つた後も監督をし続ける巡回保健婦の仕事は、大変価値がある。

問題家族に対する仕事は、地域によつて職員の不足のため制限をうけている。